

令和6年度鞍手町議会第2回定例会会議録（第2号）						
招集場所	鞍手町役場議事堂					
開閉会 日時及び宣告	開 会 開 議				議 長	
	令和6年3月11日 午後1時00分				的野信之	
	閉 会 開 議				議 長	
	令和6年3月11日 午後4時35分				的野信之	
出席及び 欠席議員	議席 番号	氏 名	出欠 の別	議席 番号	氏 名	出欠 の別
	1	許斐英幸	出	11	栗田美和	出
	2	田中二三輝	出	12	西藤典子	出
	3	星正彦	出	13	篠原哲哉	出
	4	宇田川亮	出			
	5	野口美恵子	出			
	6	新谷留晴	出			
	7	的野信之	出			
	8	石井大輔	出			
	9	許斐潤一郎	出			
10	有働徳仁	出				
出席 13人 欠席 0人 欠員 0人						
会議録署名議員	12	西藤典子		13	篠原哲哉	

職務出席	議会事務局長	広瀬真一	出	議会事務局長次	加藤優	出
地方自治法 第121条 により説明 出席者の 職氏名	町長	岡崎邦博	出	副町長	浅野彩	出
	教育長	外園哲也	出	会計課長	武谷朋視	出
	総務課長	高橋奈美江	出	都市整備課長	西生卓矢	出
	福祉人権課長	田鶴原竜二	出	まちづくり課長	柴田隆臣	出
	税務保険課長	石田克	出	産業振興課長兼農業委員会事務局長	梶栗恭輔	出
	管財課長	石田正樹	出	上下水道課長	神谷徹	出
	健康子ども課長	沼野葉子	出	教育課長	森永健一	出
	住民環境課長	大村俊夫	出			
一般質問 質問者 及び時間	議席番号	氏名	経過時間			質問時間
	8	石井大輔	13時01分	～	13時42分	15/30分
	2	田中二三輝	13時43分	～	14時04分	11/30分
	12	西藤典子	14時05分	～	14時46分	25/30分
	休 憩					
	4	宇田川亮	14時59分	～	15時56分	28/30分
	5	野口美恵子	15時57分	～	16時08分	6/30分
9	許斐潤一郎	16時08分	～	16時33分	18/30分	
※一般質問は答弁時間を除き30分以内			時 分	～	時 分	
議事日程	別紙のとおり					
付議事件	別紙のとおり					
会議経過	別紙のとおり					

令和6年 第2回 鞍手町議会定例会 議事日程

3月11日 午後1時開議

第2号

日程第1 一般質問

質問順	議員番号 質問者	質問事項及び質問要旨	答弁指定者
4	4番 宇田川 亮	<p>1. 社会福祉協議会の体制について</p> <p>(1) 社協の重要性についての認識は</p> <p>(2) 他自治体の人員状況は</p> <p>(3) 今後の人員体制は</p> <p>2. 自治会加入率低下に対する方策について</p> <p>(1) 加入率の現状は</p> <p>(2) デジタル化推進による町民サービスは向上するが、加入率低下が加速するのでは</p> <p>(3) 配布物委託化は</p> <p>(4) 地域コミュニティ、防災、防犯灯等あらゆる弊害がでてきていると思うが、今後の方策は</p>	町長 町長
5	5番 野口美恵子	<p>1. 学校給食費無償化について</p> <p>(1) 昨年6月議会において一般質問があり「検討していきたい」との町長の答弁があったが、その後の進展は</p> <p>2. 給食中の窒息死について</p> <p>(1) みやま市の小1男児が給食中にウズラの卵を喉に詰まらせて亡くなった事故があったが、鞍手町における対応は</p>	町長 教育長
6	9番 許斐潤一郎	<p>1. 自然災害における人命及び家屋倒壊の対応対策について</p> <p>(1) 鞍手町における旧耐震家屋と新耐震家屋の比率はどの程度か</p> <p>(2) 耐震アドバイザー派遣制度は町民活用はどの程度あるのか</p> <p>(3) 町民に対して家屋倒壊の危険性や耐震対策への取り組みはどのくらい出来ているのか</p> <p>(4) 地域力による倒壊家屋からの救出・救助体制はどこまで確立されているのか</p> <p>(5) 災害弱者への震災対応は出来ているのか</p> <p>(6) 小学校・中学校の耐震や避難対策は万全で児童・生徒の安全は担保されているのか</p>	町長 教育長

令和6年3月11日 3月定例会一般質問。

1 出席議員は次のとおりである（13名）

1番 許斐英幸	2番 田中二三輝	3番 星正彦
4番 宇田川亮	5番 野口美恵子	6番 新谷留晴
7番 的野信之	8番 石井大輔	9番 許斐潤一郎
10番 有働徳仁	11番 栗田美和	12番 西藤典子
13番 篠原哲哉		

2 欠席議員は次のとおりである

なし

~~~~~○~~~~~

—— 開議 13時00分 ——

○議長（的野信之君）

これから本日の会議を開きます。

これより日程に入ります。

日程はお手元のタブレット端末機に送信しているとおりです。

日程第1 一般質問を行います。

質問は、通告一覧表の順序により行います。

最初に、8番議員 石井大輔議員の質問を許可します。

（8番 石井大輔君、挙手して発言を求める）

○8番（石井大輔君）

8番 石井大輔です。通告に従いまして一般質問を行います。

質問に入る前に、能登半島地震の発生から2か月が過ぎました。お亡くなりになられた方々へ心よりお悔やみを申し上げますとともに、被災された方々へ謹んでお見舞

い申し上げます。また、亡くなった消防団員の話を知りました。最初の地震で家族を避難させ、地域の方々の救助に向かうため1人自宅に帰り、消防服に着替えた直後、家屋の倒壊によりお亡くなりになった消防団員の方がいたと聞き、地域の安心安全を守る同じ消防団員として、心よりお悔やみ申し上げます。また、本町においても、義援金200万円を支出していただき、人的支援として本庁職員1名を派遣していただくことを、町長初め職員の皆様に心より感謝申し上げます。

一般質問に入ります。水害対策についてです。昨今、急激な天候の変化により、大雨による災害が後を絶ちません。この鞍手町でも道路が冠水している場所を目にすることがあります。町道や県道が冠水した場合の通行止めの判断基準をお尋ねします。

(町長 岡崎邦博君、挙手して発言を求める)

○町長(岡崎邦博君)

この件につきましては担当課長に答弁させます。

(都市整備課長 西生卓矢君、挙手して発言を求める)

○都市整備課長(西生卓矢君)

お答えいたします。道路冠水による通行止めの基準といたしましては、アンダーパスにつきましては水深15センチを目安としておりますが、それ以外の町道、県道につきましては、明確な基準というものはございません。現場の冠水状況やこれからの気象状況、周囲の地形等を考慮して判断しております。また、交通状況により、警察からの指示で通行止めを実施することもございます。以上です。

(8番 石井大輔君、挙手して発言を求める)

○8番(石井大輔君)

その通行止めの基準が今聞いたとおりなんです、大体15センチということですが、その判断は誰がするのかと。あと夜間や休日の場合はどのような対応になるのか、お尋ねいたします。

(都市整備課長 西生卓矢君、挙手して発言を求める)

○都市整備課長(西生卓矢君)

お答えいたします。通行止めの判断につきましては、基本的には道路管理者が行うこととなります。町道であれば鞍手町、県道は福岡県が判断することとなります。また、自治体と地元自治会と連携して行うこともございます。夜間や休日の対応につきましても、道路冠水が想定される大雨時は、気象警報による待機となっていることが多く、平日の昼間同様道路遵守等により通行止めを判断していくこととなります。以上です。

(8番 石井大輔君、挙手して発言を求める)

○8番(石井大輔君)

車両が通行できるかできないかだけではなく、通行することで起きる波による2次被害等も考えての対応をお願いしたいのですが、そういうことも可能なのでしょうか。

(都市整備課長 西生卓矢君、挙手して発言を求める)

○都市整備課長(西生卓矢君)

道路管理者といたしましては、車のほうが通行できるかどうか、歩行者の方が無事に歩行できるかどうかということを主に判断しておりますので、車が通った際の波による住宅への被害等は特段には考えておりません。以上です。

(8番 石井大輔君、挙手して発言を求める)

○8番(石井大輔君)

本町交差点から猪倉木月方面に伸びる、県道472号線が大雨が降ると冠水します。場所は本町交差点から1つ目の横断歩道周辺です。あの周辺の排水状況をお尋ねします。

(都市整備課長 西生卓矢君、挙手して発言を求める)

○都市整備課長(西生卓矢君)

本町地区を通る県道直方鞍手線の排水経路につきましては、道路側溝を通じて、横の準用河川六田川へ排水されることなどとなっております。以上です。

(8番 石井大輔君、挙手して発言を求める)

○8番(石井大輔君)

昨年、私が実際に確認したのが六田川がまだ氾濫していないときに、今言った交差点から1個目の横断歩道、この場所が5センチから10センチ程度水がたまり、広い範囲、直径でいえば2、30メートルぐらいなんですけれども冠水していました。そしてそのあと天候が良くなり、現地を見に行ったときには、排水口の中に土が詰まり草が生えているような状況だったので、もしかしたらそういうのも影響しているのかなあと思いましたが、その辺確認等はされてますでしょうか。

(都市整備課長 西生卓矢君、挙手して発言を求める)

○都市整備課長(西生卓矢君)

現地のほうは確認まではしておりませんが、現地の状況をこれから確認しまして、土砂の堆積により、排水機能が著しく阻害されているのであれば、福岡県のほうに要望いたしまして、浚渫等の施工をしていただきたいと思います。以上です。

(8番 石井大輔君、挙手して発言を求める)

○8番(石井大輔君)

また道路沿いには住宅や商店がたくさんあり、通常の雨のときでも車が通ること、タイヤがはじいた雨水が玄関から入ってくることがあると聞きました。そこで、

何度か私も現地に行き確認しました。そうすると、アスファルト舗装に多数くぼみがあり、水たまりができていて、その水たまりを車が通ることで水を弾き、玄関から入ってきていました。現在、バイパス工事のほうも進んでいますが、いつ頃開通になるのか、お尋ねします。

(都市整備課長 西生卓矢君、挙手して発言を求める)

○都市整備課長(西生卓矢君)

今、議員がおっしゃいました直方鞍手線のバイパスなのですが、今月の21日にバイパス区間の開通となります。以上です。

(8番 石井大輔君、挙手して発言を求める)

○8番(石井大輔君)

21日の開通後なのですが、現在の道路は町道になっていくと思います。その際に、アスファルト舗装などは行われるのでしょうか。

(都市整備課長 西生卓矢君、挙手して発言を求める)

○都市整備課長(西生卓矢君)

お答えいたします。今月21日に直方鞍手線のバイパスが開通することになりまして、旧県道につきましては、これから町道移管に向け福岡県と協議を進めていくこととなります。来年度に福岡県と鞍手町とで道路補修や浚渫等が必要な箇所を現地で確認して、補修工事の完了及び諸条件等の整備後に正式な移管となります。以上です。

(8番 石井大輔君、挙手して発言を求める)

○8番(石井大輔君)

ぜひ舗装と同時に、排水口にたまった泥も取り外していただけるようによろしくお願いたします。そのほか、町内でも大雨時には、道路の冠水や家屋への浸水があります。自主防災の観点から、鞍手町の浸水対策支援をお尋ねいたします。

(町長 岡崎邦博君、挙手して発言を求める)

○町長(岡崎邦博君)

浸水対策支援といたしましては、自治会等からの求めに応じて土のうを配付しております。以上です。

(8番 石井大輔君、挙手して発言を求める)

○8番(石井大輔君)

砂の入った土のう袋は非常に効果的だと思います。しかし、個人宅に保管するには場所を取り、またご高齢の方にはかなり重たいものだと思います。使い捨てにはなりますが、水を2分間吸わせることで通常の土のう袋と同じ役割を果たすような商品もあり、軽量かつ保管がしやすく災害時には助けになります。また、家屋に浸水した場合の片付けに役立つ給水シートなどがあります。そのほか、大雨時に毎回浸水するよう



な場所には、止水盤の取り付けや玄関ドアを密閉度の高いものに交換するなどの補助金を検討いただけないでしょうか、お尋ねいたします。

(町長 岡崎邦博君、挙手して発言を求める)

○町長 (岡崎邦博君)

今のところでは新たな支援については考えておりません。以上です

(8番 石井大輔君、挙手して発言を求める)

○8番 (石井大輔君)

先日、町長のほうが言われていました、自主防災というところも、強く進めていけないといけないと思います。六田川、西川等整備のほう進んでいますが、まだまだ、すぐに全てが良くなるというわけではないので、それ以外でも困ったときは地域コミュニティでもしっかり助け合っていきたいと思っております。

それでは、続いて統合小学校の質問に入ります。先日、統合小学校の計画に改定があるとの報告を受けました。当初の計画では、剣南小学校の生徒は、今の校舎にしながらグラウンドに校舎を新設し、新校舎完成後に移動し、旧校舎を解体するという計画を聞いていました。しかし、先日の説明では従来の計画より、子供たちの学べる環境、安全を第一に考え、より安全に、そして、より確実に令和10年に開校するために、居ながら工事ではなく、中央体育館横に仮設校舎を建て、体育館は中央体育館を使い、町民グラウンドを使うとのことでした。改訂版での体育館、グラウンドの安全対策、また町民の方の利用制限についてお尋ねいたします。

(教育長 外園哲也君、挙手して発言を求める)

○教育長 (外園哲也君)

仮設校舎の設置場所に対しては仮のフェンスを設置することにより、一般の方の利用部分や車両動線を区分して、学校としての利用エリアと区分いたしますが、町民グラウンドや町民体育館については、社会体育などの一般利用者と共用することになりますので、フェンスのような設備による完全な区分を図ることは困難と考えております。このため、授業時間や昼休みには教職員での見守りや学校支援ボランティアなどの活用を今後検討していきたいと考えております。社会体育などの一般利用者との共用に関しましては、町民グラウンドについては、現在は平日日中の利用はほぼありませんので、事前に小学校児童と共用となることを周知すれば問題はないと考えます。町民体育館につきましては、平日の日中に卓球、バスケットボール、バドミントン、バレー、認定こども園などの利用がっております。現状の利用状況を分析したところ、町民体育館の3分の1を常時小学校が利用することとしても支障が生じない状況にあります。ただし、曜日やイベントなどによっては、町民体育館の3分の2以上を使用することがありますので、利用者の方への時間帯や曜日などの調整をお願いする

ことや、現在は利用の少ない武道館の剣道場を活用することも検討しております。以上です。

(8番 石井大輔君、挙手して発言を求める)

**○8番(石井大輔君)**

子供たちへの配慮はもちろんですが、利用される皆様のご理解ご協力あってこそですので、引き続きよろしく願いいたします。

次に、事業予算と事業計画についてです。今回の改訂版では、事業予算が28%増の、87億4,461万9,000円となっています。今まで金額が入っていなかった造成工事費や、解体時のアスベスト除去費が計上されているのは分かりますが、金額が19億5,000万円上がった理由をお尋ねいたします。

(教育長 外園哲也君、挙手して発言を求める)

**○教育長(外園哲也君)**

この件につきましては、教育課長に答弁させます。

(教育課長 森永健一君、挙手して発言を求める)

**○教育課長(森永健一君)**

お答えいたします。事業費の増額の内容については、基本計画の項目ごとに説明させていただきます。また、金額については、今後の業者選定の際に支障が出ることも想定されるので、約という形にはなるんですが、回答させていただきたいと思えます。

まず、調査設計の関係費用のうち、発注者支援業務に関しては、当初計画では、実施設計以降の導入を予定しておりました。そのあと発注準備段階からの支援が必要ということになったことから、約4,700万円の増となっております。

次に、工事費として、基本設計中に精査することとして計上していなかった、造成工事費、敷地の周辺や出入口の拡張などですが、その費用として約1億7,000万円。先ほど言われた、解体工事費として、アスベスト除去の新規計上と、解体対象物ごとの単価の見直しを含めまして、約2億8,000万円を追加しております。校舎の建築としては、主なものとして先ほど言われた仮設校舎の設置費や、ZEBReady相当での施設整備費用を新規に計上、本体工事の一部を減少したことなどにより、約8億6,000万円の増となっております。体育館建設費として、空調設備の導入費用の見直しなどにより、約1億2,000万円の増となっております。給食共同調理場建設費として、直近の給食調理場の整備事例を参考として単価を見直した結果、2億3,000万円の増となっております。外構工事費としては、対象範囲の見直しや、草刈りや樹木の伐採などにより、約2億7,000万円の増となっております。最後に関連費用として、ICT機器を除く普通備品に対して、当初計画では必要となる全

体の40%を新規に購入することと考えておりましたが、備品等の規格の変更を踏まえ、70%を新規に購入する想定と変更したことから、約1億円の増となっております。それぞれの項目については、新規に計上したものや、平米単価、対象範囲を大きく見直したものなどについて説明いたしましたが、この金額は今上がっている物価上昇分も加味した金額であり、その他の項目に関しても、物価上昇分を見込んだ事業費の増となっております。これらの増となった費用の合計が約21億3,000万円。これに対して、プール整備を取りやめたこと等により、減となった費用が約1億8,000万円。差引き19億5,000万円の増となっております。以上です。

(8番 石井大輔君、挙手して発言を求める)

**○8番(石井大輔君)**

ZEBReady相当での施設整備費用と、仮設校舎が新規で今回計上されていると思いますが、それはどのようなものなのか。そしてまた、それぞれにかかる費用をお尋ねいたします。

(教育課長 森永健一君、挙手して発言を求める)

**○教育課長(森永健一君)**

お答えいたします。ZEBReady相当ってということで上げておりますが、ZEBとは、ネットゼロエネルギービルの略称で、高い断熱性の壁や窓、電力消費の少ないLED照明、高性能の空調機器などの省エネ機器を駆使し、50%の省エネ、それでも減らせない、残りの50%を太陽光発電などの再生可能エネルギーを利用して、年間のエネルギーの収支をゼロとすることを目的とした建物のことです。ZEBReadyとは、省エネのほうで、エネルギー消費量の50%以上の削減を達成している建物のことを指し、その施設整備となります。また、中では申しませんが、ZEBReady相当での施設整備費で約7億円、仮設校舎の費用として約2億8,000万円を計上しております。以上です。

(8番 石井大輔君、挙手して発言を求める)

**○8番(石井大輔君)**

鞍手町では、令和3年にゼロカーボンシティを宣言され、地球温暖化対策を進めていることは素晴らしいことだと思います。しかしながら、費用が高額なため、質問いたしますが、校舎に必要なものなのか、お尋ねいたします。

(教育課長 森永健一君、挙手して発言を求める)

**○教育課長(森永健一君)**

はい、お答えいたします。先ほど言われたように地球規模での温暖化対策ということで、政府では、地球温暖化対策推進法で大気中の温室効果ガスの濃度を安定させ、地球温暖化を防止することが人類共通の課題であり、この重要な課題に取り組むため

に、地球温暖化対策計画の策定や、温室効果ガス、排出量の削減等を促進するための措置を講ずることとしています。また、2050年までの脱炭素社会の実現を基本理念に挙げております。これを受けまして文部科学省でも、学校施設のZEB化については、計画的に取り組むよう各市町村教育委員会へ通知のほうを出しております。先ほど言われたように、鞍手町では、2021年3月にゼロカーボンシティ宣言をしており、2050年までに二酸化炭素の排出実質ゼロの実現を目指しております。そのために新しく建設する、公共施設については環境に配慮し、配慮した整備を行うことと考えており、今後長期間にわたって使用する小学校の校舎であること。また、教育環境の充実を考慮し、統合小学校の各検討会議のほうで検討を重ね、また、その結果について町執行部とも協議を重ね、整備費を計上しております。以上です。

(8番 石井大輔君、挙手して発言を求める)

#### ○8番 (石井大輔君)

CO<sub>2</sub>の排出を抑えるためには、校舎内の気密性を高め、長寿命LED電球や、高効率な空調設備や太陽光発電などがあると思います。太陽光パネルは落雷にも弱く、15年程度で交換が必要になる可能性がありますので、設置する場合には、慎重に協議していただきたいと思っております。

そして次に、工事の発注方法について説明がありました。発注方式を見直し、デザインビルド方式を採用するとありましたが、採用するメリット、デメリットをお尋ねいたします。

(教育課長 森永健一君、挙手して発言を求める)

#### ○教育課長 (森永健一君)

お答えいたします。今回採用したデザインビルド方式は、設計業務と施工業務をセットにして一括で発注する方式となります。このため受注する事業者は、設計者と工事施工者との共同企業体となることが想定されます。一般的なメリットとして、設計と施工を分離して発注した場合に比べて、設計段階から施工の準備が可能となることから、工期が全体的に短縮されます。また、当初の発注段階で施工業者を特定できることから、近年、県内でも散見されている施工段階での入札の不落や不調になるリスクのほうを回避することができる点があります。一般的なデメリットとして、設計施工の一括発注となるため、発注者のコストに対する負担意識が少なくなり、過度な負担が生じ、調整が必要になることや、施工者側が持っている固有の技術に偏った設計となりやすく、設計者や発注者のチェック機能が働きにくくなる場合があります。ただ、鞍手町では、このデメリットを解消するために、設計業務及び施工業務の専門資格を有する職員等で構成された事業者と、開校までの期間、発注者支援業務を締結しております。発注者支援業者と堅固に連携し、鞍手町としての設計内容への意見の反

映やコスト削減と品質確保の担保をしていきたいと考えております。これにより、デメリットを最小限とし、メリットである品質、価格、今回は令和10年4月の開校ということで、工期のほうが決まっておりますので、工期に対する合理性を生かして、令和10年4月の開校に向けて取り組んでいきたいと考えております。以上です。

(8番 石井大輔君、挙手して発言を求める)

**○8番 (石井大輔君)**

今、課長の答弁でデザインビルド方式のメリットデメリットを少しは理解することができましたが、この鞍手町にはたくさんの中小企業があります。町の声として新庁舎の建設も統合小学校の建設もそうですが、鞍手町の業者さんも入札できるような部分があればいいなと私は思っております。何か分離できるようなコンパクトな部分はぜひ、分離発注をしていただきたく思いますが、ご検討いただけないかお伺いいたします。

(教育課長 森永健一君、挙手して発言を求める)

**○教育課長 (森永健一君)**

お答えいたします。今言われた、工事の業者さんを町内の方っていうことですので、その分に関しては、これからまた協議体のほうで協議していく中で検討していきたいと思っております。以上です。

(8番 石井大輔君、挙手して発言を求める)

**○8番 (石井大輔君)**

今、課長から答弁頂きましたが、町長も答弁頂けることは可能でしょうか。

(町長 岡崎邦博君、挙手して発言を求める)

**○町長 (岡崎邦博君)**

先ほど教育課長が答弁しましたように、これから先、いろいろと協議を重ねていきますので、その中での検討ということになると思っております。

(8番 石井大輔君、挙手して発言を求める)

**○8番 (石井大輔君)**

この改訂版は、今回3月議会に提出された議案でありまだ決定したわけではありませんが、質問させていただきました。金額だけ見ると、約20億円の増でしたが、詳細を聞き、当初から予定していた、未計上部分の計上と、鞍手町が進めている地球温暖化対策費用が計上されており、ゼロカーボンシティの実現には多額の費用が必要になることが分かりました。この続きは、ここにいる議員さんの方々と、議案質疑に行いたいと思っておりますので、よろしくお願いたします。

次に、子育て支援についてです。人口減少に悩みは尽きませんが、子育てをするのに多額の費用もかかり、精神的にも不安定になることがあります。出産する際には、

出産一時金が50万円支給されますが、出産にかかる費用も上がっているため、5万円から10万円の手出しが必要になっているのが現状です。そこで、支援の拡充の考えの有無をお尋ねいたします。

(町長 岡崎邦博君、挙手して発言を求める)

#### ○町長 (岡崎邦博君)

鞍手町の子ども子育て支援の独自施策として、経済的支援では、子ども医療費において、ただ、市町村では、一部自己負担がありますが、鞍手町では、令和5年10月1日現在で、県内5市町村しか取り組んでいない高校生を含む小学生以上の自己負担部分の全額医療費助成、企業主導型保育利用者の町の保育料と企業主導型保育料の差額の助成。妊婦に対して自己負担で受けた子宮頸がん検診の費用助成、新生児の聴覚検査に要する費用助成を行っております。また0歳児を対象として、絵本を通じた親子の絆づくりを目的としたブックスタート事業、所得制限はありますが、栄養補給が必要と判断された妊産婦及び乳児に対しての栄養食品、妊産婦には牛乳、乳児には粉ミルクを給付する。母子栄養食品支給事業を行っております。令和6年度当初予算案には、補助事業ではありますが、新規事業として、子ども家庭センター運営事業、家庭支援事業の予算を計上しております。さらに、妊婦出産包括支援事業を拡充し、産婦検査健康診査費用を2回まで補助する産婦健康診査費助成事業を実施するほか、周辺の市町に先駆けて、新生児の1か月健康診査費用を助成する1か月健康診査助成事業も計上しております。

(8番 石井大輔君、挙手して発言を求める)

#### ○8番 (石井大輔君)

今町長がおっしゃられましたように、本当高校生までの医療費は入院通院問わず、鞍手町は出されているということはとても素晴らしいことです。そして、福岡県内の中でも、5つの市町村しかまだ実行していないという中に入っているのも素晴らしいことだと思います。しかし過去にも、ほかの議員さんが一般質問で、出産祝い金の考えはという質問をされていまして。そのときの岡崎町長の答弁は、調査研究をし検討していきたいとの答弁でしたが、調査研究の結果をお尋ねいたします。

(町長 岡崎邦博君、挙手して発言を求める)

#### ○町長 (岡崎邦博君)

今お答えをしましたように、乳幼児そしてまた高校生までの子供に対する支援につきましては、総事業費として8,500万円ほどの事業費を費用をかけております。そういった意味でもですね、今のところ、出産一時祝い金については考えておりません。以上です。

(8番 石井大輔君、挙手して発言を求める)

○8番（石井大輔君）

そのほか、子育てには不安がつきものです。特に、初めて出産直後には分からないことだらけで相談できる方が近くにいればいいのですが、そんな方ばかりではありません。そんなときに、新しくなり、みんなが集まりやすい新庁舎ができて、そして新庁舎に来ていただき、職員の方に気兼ねなく相談していただき、リラックスしてお帰りになる際には、子育て支援として、おむつやミルクなどをプレゼントされてはいかがでしょうか。福岡市では0歳から2歳の誕生日まで毎月支援されていますが、本町でも支援していただけないかお尋ねいたします。

（町長 岡崎邦博君、挙手して発言を求める）

○町長（岡崎邦博君）

先ほど答弁しましたように財源等の問題もあり、子育て用品の給付は今のところ考えておりません。子育ての相談につきましては、出産子育て応援給付金事業の伴走型相談支援の中で、妊娠届出時、妊娠8か月時に助産師及び保健師が個別相談を実施し、出産後は1か月頃を目安に、乳児全戸訪問事業を行い、その後も乳児健診の際に相談を行うなど、定期的に面談を行っております。そのほか、子育て世代包括支援センターで、随時相談に応じ、相談支援体制を整えております。

（8番 石井大輔君、挙手して発言を求める）

○8番（石井大輔君）

町長の答弁を聞く限り、今の内容で精いっぱいだというふうに聞こえました。また、タイミングを見て、同じような質問をさせていただきたいと思っております。

次に、新庁舎、中央公民館の子育てスペースについてです。赤ちゃんの授乳やおむつ交換に必要な授乳室や1歳2歳児が遊べるようなキッズスペースは何か所あるのか。また、まだ予定で構いませんが、日曜日、祝日も開庁しているのか、お尋ねいたします。

（町長 岡崎邦博君、挙手して発言を求める）

○町長（岡崎邦博君）

この件につきましては担当課長に答弁させます。

（管財課長 石田正樹君、挙手して発言を求める）

○管財課長（石田正樹君）

お答えいたします。まず、新庁舎の子育てに関するスペースにつきましては、主に健康こども課の周辺に配置をしております。具体的には健康こども課の窓口にキッズスペースを設けております。それから福祉センターと同程度の母子指導室、その母子指導室の区画の中には子供トイレ、それから授乳室、それから母子健康相談室を2室、それと各階の男女トイレの全ブースにベビーチェア、それから各界の全てのバリ

アフリートイレにベビーシートを設けております。新庁舎につきましては、多目的ホール、それから健康増進室の一般貸出しを行いますので、1階及び2階のロビーやトイレなどの共用部分に関しましては、年末年始を除き、前日夜10時まで開放する予定としております。キッズスペース、母子指導室、母子健康相談室については、平日午後5時15分以降と、土日祝日は施錠いたしますが、それ以外の子供トイレ、授乳室、各トイレの子供用設備につきましては、夜10時まで利用可能です。以上です。

(8番 石井大輔君、挙手して発言を求める)

#### ○8番(石井大輔君)

そしてまた、新庁舎と中央公民館の間にできる防災子供広場には、災害時に雨具などに変化するベンチがあると思います。このようなものを含め、防災子供広場にはベンチは幾つありますか。また、日当たりがとてもいい場所ですが、日除けとなるような屋根などはあるのかお尋ねいたします。

(管財課長 石田正樹君、挙手して発言を求める)

#### ○管財課長(石田正樹君)

お答えいたします。まずですね、防災子供広場という概念に関しましては、もともとの基本計画、当初に作ってございました基本計画の中ではそういう形で整理をしておりましてけども、入札不落に伴う事業費の削減等の影響もありまして、子供広場として防災部分の機能というか避難場所というかですね、広場としての役割は残しておりますが、そういったかまどベンチとかですね、そういった設備については今回の庁舎には設置をしておりませんで、この子供広場の中のベンチにつきましては各遊具の周辺に親御さんが座れるような形で配置をしてしております。ちょっと数については今この場で答えはちょっとにくい部分がありますけども、そういう形で各遊具周辺に設置をしてしております。それからそういった日陰を生むような屋根ということでございましたけども、こちらにつきましても入札不落に伴います事業費の削減の中で、屋根については除外した経緯がございます。以上です。

(8番 石井大輔君、挙手して発言を求める)

#### ○8番(石井大輔君)

建物内からだけではなく、より近くで見守りたい方もたくさんいます。今では、真夏でなくても、25度を超えるような暑い日はいくらでもありますので、日陰から安心して子供の成長を見守れるように対策をできる限りお願いいたします。最後に町長も前に言われていましたが、中央公民館で勉強をする学生が多く、テーブルや椅子が足りなくて、勉強をする場所を探している学生が多くいます。テーブルや椅子を増やす計画があるのかお尋ねします。

(町長 岡崎邦博君、挙手して発言を求める)



○町長（岡崎邦博君）

この件につきましても担当課長に答弁させます。

（管財課長 石田正樹君、挙手して発言を求める）

○管財課長（石田正樹君）

お答えいたします。中央公民館のホールで学生さんが夜遅くまで、非常に多く利用されていることについては把握をいたしております。まず、中央公民館のホールにつきましては今回議案で提出しております。内部改修工事の中で、北側通用口のサブエントランス化に伴いまして、ホール一部拡張を行います。その関係で今、既存のホールより少しホール部分が広がりますので、そういった勉強をするための机、椅子っていうのはもう少し数が置けるようになる。ことと考えております。それから新庁舎につきましても2階テラス側のロビーに4人用テーブル、椅子を4セット程度、それから2人用テーブル椅子を3セット程度準備する予定としておりますので、新庁舎につきましても夜10時まで開放予定でございますので、中央公民館と同様にご利用していただければというふうに考えております。以上です。

（8番 石井大輔君、挙手して発言を求める）

○8番（石井大輔君）

町民の方々が多く集える場所として鞍手町のシンボルになっていくよう、私たちも努力していきたいと思っております。ご答弁頂きありがとうございます。これで一般質問を終わります。

○議長（的野信之君）

以上で、石井大輔議員の質問を終了します。

次に、2番議員 田中二三輝議員の質問を許可します。

（2番 田中二三輝君、挙手して発言を求める）

○2番（田中二三輝君）

本日は、昨年4月に行われた鞍手町役場内における各課局の機構改革の成果や現状における問題点など、町長や執行部の考え方等を確認いたしたく、今回、一般質問を行いますので、明確なご答弁をお願いし、一般質問に入ります。

まず、昨年4月に行われた機構計画によって、新たな課が新設され、これまでの各課の係も一部が移動するなど、大きく、課及び係の編成が変わったと受け止めておりますが、まず、この機構改革の考え方や目的等について再度確認いたしたくご答弁をお願いします。

（町長 岡崎邦博君、挙手して発言を求める）

○町長（岡崎邦博君）

令和5年度から新組織機構とすることに先立ち、令和4年12月に、鞍手町課室設

置条例の全部を改正する条例を上程し議決を頂きました。条例の提案理由でも述べましたとおり、今回の機構改革は、社会情勢の変化により、情勢需要の増加への対応及び住民サービスの向上並びに新庁舎移転を踏まえた効率的な組織を構築することを目的として行いました。

(2番 田中二三輝君、挙手して発言を求める)

○2番(田中二三輝君)

利用者等の、利用、推進といったことでの機構改革だというふうに理解をしておりますけれども、現在の機構改革の結果等について、町長等にまた確認をしたいと思っておりますが、今回の機構改革による課局の事務量バランス等の均衡化及び各係における事務量バランスの均衡化、これを考えるときに、一つの判断基準としては、一般企業でね、残業時間等での判断というものがありませんけれども、多くの事業を取り扱う地方自治体の役所にこの考え方をもち込むってというのはいかがかなとは思いますが、機構改革後の職員の残業時間等について変化があったのか無かったのか、その辺を教えてください。

(町長 岡崎邦博君、挙手して発言を求める)

○町長(岡崎邦博君)

この件につきましては担当課長に答弁させます。

(総務課長 高橋奈美江君、挙手して発言を求める)

○総務課長(高橋奈美江君)

お答えいたします。機構改革後の職員の残業時間の変化ということですが、今回、令和4年度と令和5年度の比較をさせていただきたいと思っておりますが、令和5年度につきましては、まだ年度途中ということですので、令和4年度の4月から1月、令和5年度の4月から1月で回答させていただきたいと思っております。まず、機構改革以前の令和4年度の4月から1月までの職員の時間外勤務は1万7,620時間、1人当たり平均して140時間、月平均14時間となっております。機構改革後の令和5年度の4月から1月までの時間外勤務は1万7,436時間、1人当たり平均して137時間、月平均13時間となっております。比較しますと、令和5年度は前年度に比べ平均3時間程度、時間外勤務が減少しております。機構改革に伴い、例年より多くの職員が人事異動の対象となり、新たな業務を担当する職員が業務を取得するため、年度当初は時間外勤務が増えた傾向にありますが、月ごとで見ますと繁忙期や災害対応の時期を除けば、時間外勤務は減少している傾向にあります。以上です。

(2番 田中二三輝君、挙手して発言を求める)

○2番(田中二三輝君)

国とか県とかの関係で、突発的に新たな事業等が発生し、それに対応しなきゃいけ

ないとか、今、現に行われている税の確定申告の時期等々で、時期的なもので、どうしても残業が発生してしまうといったようなことは十分理解しているんですけど、本当に心配しているのは、常態的、常に残業してないと業務が回らないような形の係や担当の方がおられるのかどうかというのはちょっと非常に把握しにくいと思いますが、その辺把握されておられますか。確認を取りたいんですが。

(総務課長 高橋奈美江君、挙手して発言を求める)

**○総務課長(高橋奈美江君)**

お答えいたします。ただいま議員のおっしゃる部分についてはよく、十分理解しているんですけども、総務課におきまして、各課のそれから各係の時間外勤務も把握しております。先ほど言われましたように、繁忙期であったり、災害対策、それから国からの事務の権限移譲等々を含んだところで事務が下りてくる場合もありますので、一概にして減った、増えたってところはなかなか言いにくいところではあるんですけども、全体的に見まして、今回の統計的に調べてみますと、若干それぞれ全ての課において、削減されているっていうふうな状況は見て取れております。以上です。

(2番 田中二三輝君、挙手して発言を求める)

**○2番(田中二三輝君)**

今の課長の答弁からすると、ある程度の事務量バランスが取れているというふうに判断してよろしいですか。

(総務課長 高橋奈美江君、挙手して発言を求める)

**○総務課長(高橋奈美江君)**

今回の機構改革につきましては、全課にヒアリングを行った結果、事務量バランスも行いながら機構改革を進めてまいりましたので、今回の時間外の勤務の部分についても、反映されてきているのではないかと考えております。以上です。

(2番 田中二三輝君、挙手して発言を求める)

**○2番(田中二三輝君)**

事務量バランスの均衡化、そういったものを図った上で利用者へのサービスの向上という形につながっていけばいいなというふうに考えますけども、町長ご自身も、各課の事務量バランス等について、均衡化は図れているというふうにご理解していると理解していいですか。

(町長 岡崎邦博君、挙手して発言を求める)

**○町長(岡崎邦博君)**

先ほども申しましたように、今回の課室設置条例の全部改正はですね、そこも1つの主眼として取り組みましたので、結果として今課長が答弁しましたように、ある程

度ですが、ある程度の事務量バランスは取れているのではないかというふうに考えております。

(2番 田中二三輝君、挙手して発言を求める)

○2番(田中二三輝君)

そうですね。ある程度というか、たった1回の機構改革で満足のいく結果と、これを得るとするのは、非常に難しいというふうに考えます。担当者の事務量を見ている係長や、かなりの作業内容等に目を配っている課長の意見、そういったものは非常に重要なものであると強く感じております。そこで、課長や係長の意見を素直に聞いて、自分の考えを固持せず、素直に聞く。自分の考えを押し付けない、相手の話をしっかりと受け入れる。その姿勢で、意見を受け入れ、職員とともに、適時的確な機構改革を行っていくという考えは、町長ありますか。

(町長 岡崎邦博君、挙手して発言を求める)

○町長(岡崎邦博君)

いろいろと田中議員からご心配を頂いているようですが、今課長係長とも、議論を重ねながらいろいろな事業についても検討し、進めているところでもあります。この課室設置条例につきましてはですね、長い年月をかけて、私が町長になる以前からも検討されていたようですし、町長にさせていただくことになってからも、検討を重ねた上で、先ほど言いましたように、令和4年の12月に議案として提案し、令和5年度から実施をしております。そういった意味で、先ほど田中議員が言われましたとおり、なかなか1回の改正で全てが満足のいく結果ということにはなりません。概ね改正により事務事業の平準化にはつながっているのではないかと、いうふうに考えております。

(2番 田中二三輝君、挙手して発言を求める)

○2番(田中二三輝君)

そうですね。事務事業の平準化といったことは大事なことだと思うんですけども、まず再考するというか、それをある一定期間置いて、また考えるのか、それとも適時、的確に即行性を持って、その時点で着手していくのか。その辺は町長どういう考えをお持ちですか。例えば年に、年度内では変更しないんだという考えなのか。年度の途中であっても変更すべきは変更していくんだという考えなのか、その辺をちょっと教えてください。

(町長 岡崎邦博君、挙手して発言を求める)

○町長(岡崎邦博君)

令和5年度に改革しましたものは新庁舎が令和6年の1月開庁ということを念頭に置いた上での課室設置条例の改正であります。しかしながら、開庁も令和6年1月と

ということでもありますので、この令和6年度中にいろいろなひずみ、または新たなですね、社会情勢の変化、そしてまた鞍手町として、やはり重要なものとして取り組むということがあれば、適時、課室設置については変更を加えるということは必要ではないかというふうに考えております。

(2番 田中二三輝君、挙手して発言を求める)

○2番(田中二三輝君)

ぜひね、適時、的確な判断のもと、職員の意見をしっかり聞いた上で機構改革を完成させていくんだ、そういう考えに立っていただければというふうに思います。

昨年4月に機構改革を町長が英断され、1年を経過しようとしている現時点での今回の機構改革についての成果、これは町長どのように判断されていますか。

(町長 岡崎邦博君、挙手して発言を求める)

○町長(岡崎邦博君)

今回の機構改革につきましては先ほども述べさせていただきましたように、社会情勢の変化による行政需要の増加への対応及び住民サービスの向上並びに新庁舎移転を踏まえた効果的な組織を構築するための改編であります。これまで一部の課に集中していた業務を分散し、新たに課を新設することにより、増大する事務や制度改正による業務の対応を効率的に行うことができたのではないかと考えております。また先ほど総務課長が答弁しましたとおり、少しずつではありますが、時間外勤務についても減少傾向にあると把握しております。今後もDXの導入を促進するなど、職員の負担軽減を図りながら、住民サービスの向上に努めていきたいというふうに考えております。以上です。

(2番 田中二三輝君、挙手して発言を求める)

○2番(田中二三輝君)

ちょっと答えられたら教えていただきたいんですが、今職員の方の、相談とかを受けるとかいうのはあるんですか。職員の方が持っている心の悩みとか職務に対する不安とか不満とかいったことを、相談できるっていうのはどういうところでそういったものをされているのか。また、そういったものが無いのであれば、今後検討されるのかどうか。その辺をちょっと教えてください。

(町長 岡崎邦博君、挙手して発言を求める)

○町長(岡崎邦博君)

相談につきましては、当然ながら所属部署の係長なり課長にまずは相談があるというふうに思っております。そしてまた人事に関することとか等につきましては、担当部署の総務課長にあるのではないかとというふうにも思います。そしてまた、心の悩み等につきましては、今回、令和6年度の中で予算を計上しておりますものがあります

ので、今後はそういった相談体制も整えていきたいというふうに考えております。

(2番 田中二三輝君、挙手して発言を求める)

○2番(田中二三輝君)

今の町長のご意見は多分町長のお感じになっていることだと思いますので、職員の方にもね、そういった旨っていうのをやはり広く理解していただいて、そういった不平不満というか、そういったものがあればね。やはり、事務に対する職務に対するものに対して、ちょっと弊害というか働き方っていうのも変わってくるんじゃないかなと思いますので、ぜひ、そういった心のケア、それとか不平不満等を、気楽に話せるような雰囲気や環境といったものの構築を期待したいんですが、もう一度お願いいたします。

(町長 岡崎邦博君、挙手して発言を求める)

○町長(岡崎邦博君)

職員に対して、当然ながらより良い環境の中で仕事をしていただくということが前提でありますので、いろいろな悩みごと応答がありましたら、気軽に所属部署の上司にご相談頂くということが適切ではないかなというふうに考えております。

(2番 田中二三輝君、挙手して発言を求める)

○2番(田中二三輝君)

最後にしますけれども、ちょうどね、私が東京のほうで、若い頃システムの関係の仕事をやっていたときに、システム屋ですから、いろんなユーザーの方との付き合いがありました。その中でね、ちょっと1つ、心に残っているというか、そういったものを1つ紹介したいと思い、ある大手企業の担当部長から頂いた言葉です。「人は財産、組織は生き物であるとの考えに立ったとき、人はそれぞれの目的や、目標に向かって進んでいく。人はそれぞれの環境に応じた力を身につけ、成果を上げていく。組織は人とともに成長して、この考えに立ったとき、じゃあトップは何をすべきか。トップは我を捨てて受け入れる。部下同士で何度も話し合いをさせ、そして結果を出させてその結果をトップは受け入れる。進んで行ってつまずけば戻ればいい。これの繰り返しで、部下の出す答えは自然と自分の考えに沿った答えが出てくるんだ。」といった言葉を頂きました。それでより大きな成果を組んでいくんだよということの意味だというふうに理解をしておりますが、これをね、ぜひ参考にさせていただければ、今回一般質問でこれを紹介した意味も出るんですけども、今回の機構改革を機に、職員が働く意欲がわく、よりよい組織体系を構築していただきたいというふうに期待をいたしますが。町長、もう一度何かご答弁ありますか。

(町長 岡崎邦博君、挙手して発言を求める)

○町長(岡崎邦博君)

トップとしての考え方には、様々な企業環境、または組織の環境、社会情勢の環境、その他いろいろな環境の中で、トップとしてどう、民間企業であれば利潤を追求し、企業の発展に寄与していくかということを考えながらの恐らく話だろうというふうにも思います。行政というものは利潤を追求するものじゃありませんし、またどういう成果を求められるかっていうこともなかなか見えづらいところがあります。私自身は、行政としては、やはり住民の方たち、住民本位であるべきでもありますし、当然ながら地方公務員法の中では全体の奉仕者っていうような位置付けもされております。そういった意味から、行政職員として、住民の方たちが喜んで頂き、笑顔でありがとう、あなたたちのおかげで本当に助かったというようなことを、住民の方たちが言ってもらえる、それが行政職員にとっての1番の励みになるんじゃないかなというふうにも思います。そういった意味で、そういう職場環境をどのように作っていくかということについて、今後もいろいろと考えながら努めていきたいと思っております。

(2番 田中二三輝君、挙手して発言を求める)

#### ○2番(田中二三輝君)

より良い組織体系を構築されて、職員の方が本当に働きやすくて、そして住民サービスに効果のある、そういった形のものをつくっていただくことを期待いたします。新庁舎の開庁まで1年を切った今、機構改革という英断を下した町長の勇氣に敬意を払います。手がけた機構改革が町民や利用者にとって、より良いものとなるよう、また職員にとって真に働きやすい環境となり、職員一人一人が不満を持たずに、進んで、自分の持てるポテンシャルが十分に発揮できる、職場環境を構築されんことを期待し、一般質問を終わります。

#### ○議長(的野信之君)

以上で、田中二三輝議員の質問を終了します。

次に、12番議員 西藤典子議員の質問を許可します。

(12番 西藤典子君、挙手して発言を求める)

#### ○12番(西藤典子君)

12番 通告に従いまして質問いたします。

まず、自衛隊への個人情報の提供につきましてお尋ねいたします。この件につきましては、12月議会で町長より、次年度より自衛隊募集に関わる対象者情報提供、除外の申請を受け付けることを検討しているところですよという答弁を頂きました。そこでお尋ねいたします。来年度、令和6年度のこの件についての町としての対応はどうなりますでしょうか。具体的対応をお尋ねいたします。

(町長 岡崎邦博君、挙手して発言を求める)

#### ○町長(岡崎邦博君)

本町では令和6年2月22日に鞍手町自衛官等募集対象者情報の外部提供に関する事務処理要綱を施行し、その中で自衛隊への個別情報の提供についての対応方法等を定めました。具体的な対応方法、時期等につきましては担当課長に答弁させます。

(住民環境課長 大村俊夫君、挙手して発言を求める)

○住民環境課長(大村俊夫君)

お答えいたします。自衛隊への個人情報の提供についての対応ですが、まず、外部提供の取組について、広く町民に周知されるよう、適切な措置を講じるよう定めております。

次に、募集対象者等は、募集対象者情報の外部提供を希望しない旨を町長に申請することができることとしております。除外申請の時期は4月1日から5月末日としております。除外申請があったものにつきましては、その内容を審査の上、除外申請登録者名簿に登録し、募集対象者情報から除外いたします。以上です。

(12番 西藤典子君、挙手して発言を求める)

○12番(西藤典子君)

今、答弁頂きましたけれども、具体的に何を使って、周知徹底されるとおっしゃる。広く町民に周知するとおっしゃったんですけど、何を使って周知徹底するのでしょうか、その具体的な内容をお尋ねいたします。

(住民環境課長 大村俊夫君、挙手して発言を求める)

○住民環境課長(大村俊夫君)

お答えいたします。外部提供の周知につきましては、まず、鞍手町ホームページにおいては、既に自衛官等募集事務に係る対象者情報の提供について周知を始めております。また、町の広報紙におきましても、4月号・5月号において周知を行う予定です。以上です。

(12番 西藤典子君、挙手して発言を求める)

○12番(西藤典子君)

それでちょっと安心しましたけれども、4月号・5月号ですか。そうしましたら、4月1日から5月31日までが申請の期間ですよね。4月1日からっていったら4月号だったら、3月号に出てなかったからちょっと気になっていたんですけど。4月号にまず掲示されると。載せられる。そして5月31日までっていうと、ちょっと時間が短いような気もするんですけど、受け付ける期間の時にはまだ周知してない問題があるんじゃないかという気がします。そこら辺はどうお考えでございましょうか。

(住民環境課長 大村俊夫君、挙手して発言を求める)

○住民環境課長(大村俊夫君)

お答えいたします。申請の期間が4月1日から5月末日とさせていただきます。



すが、まず自衛隊から情報提供の依頼がありまして、通常6月頃を目途に情報の提供依頼が来ております。依頼に応じるに当たりましては、4月・5月の間で申請を受け付け、それを整理した後に、自衛隊のほうへ情報を提供するということとなりますので、期間としてこの期間を設けさせていただいております。以上です。

(12番 西藤典子君、挙手して発言を求める)

○12番(西藤典子君)

まず自衛隊に個人情報を提供しなければならない。締切りはいつでしょうか。

(住民環境課長 大村俊夫君、挙手して発言を求める)

○住民環境課長(大村俊夫君)

まだ令和6年度の提供依頼につきましては、自衛隊から来ておりませんので、令和6年度の申請期限については、まだ把握してない状況でございます。以上です。

(12番 西藤典子君、挙手して発言を求める)

○12番(西藤典子君)

来てないんだったら、突然来て非常に期間が短いということはあっては困りますけれども、やっぱりこの問題、非常に重要な問題ですよ。個人情報が本人の知らないうちに提供されていた過去3年間。そういうことがありまして自衛隊にということ、今の社会情勢なんかも非常に厳しくなっておりますね。それぞれ個人情報が自衛隊に移されるということについて不安を覚えられる本人、親御さん多いんじゃないかと思うんですね。それでこの間から問題にしているんですけども、やっぱりこれは懇切丁寧に十分な期間を取って、対象者にこの除外申請というものが、どういうものなのか、どういう意味を持つものなのか、どういうふうにそれをすればいいのか、そういったことが内容、方法、意味そういったことが十分対象者に分かるようなね、条件づくりをぜひぜひしていただきたいと思っているんですね。まだ決まってない、締切りが決まってないんですからね、やっぱり広報紙にするにしても、2か月、2回するということですけども、できれば2回から3回ぐらいもしてもらったほうがいいと思うんですけど。そしてやっぱり申請の期間も、もう少し、4月に広報紙が発行されて、読んで、またなかなか気が付かない方もありますから、読んで内容理解して、そして、本人がいろいろ考えたり、親御さんと相談したり、そういうこともあると思うんです。友達同士相談することもあると思います。さらに詳しい情報を、次の5月の広報でも出していただく、そういったことを熟慮し申請する、こういう段取りって言いますかね。そういったことをぜひ、まだ決まってないわけですから、取っていただけたらなと思っておりますが、いかがでございましょうか。

(住民環境課長 大村俊夫君、挙手して発言を求める)

○住民環境課長(大村俊夫君)

お答えいたします。住民への情報提供に、自衛隊の情報提供については周知が必要であり、要綱の中でも、そこについては徹底するというので、明記しておるところなんですけれども、ホームページにつきましては、通年で閲覧ができるようになっておりますので、まずはホームページの中で、外部提供の件について、それと情報提供の除外のことについて、ホームページを見ていただけたらと思っております。以上です。

(12番 西藤典子君、挙手して発言を求める)

○12番 (西藤典子君)

お尋ねしますけれども、鞍手町のこのホームページはね。どのくらいの町民の皆さんに見られているか。データお持ちでしょうか。

(まちづくり課長 柴田隆臣君、挙手して発言を求める)

○まちづくり課長 (柴田隆臣君)

大変申し訳ございませんが今手持ちの資料はございませんので、また、ホームページの閲覧の回数について今データ収集を行っているかどうかもちょうと私確認できておりませんので、後ほど内容については、議会を通して、ご回答させていただきたいと思っておりますので、よろしくお願ひします。

(12番 西藤典子君、挙手して発言を求める)

○12番 (西藤典子君)

私が言いたいのはね、やっぱりあくまでもね、これしているからいいとかじゃなくて、本当にどこまで、町民の皆さん、そして対象者の方々に内容が伝わるか。それを最大限の努力をしていただきたいということで、重ねて質問させていただいております。それから今町長のほうから答弁はありませんし、今回特にそれを取り立てておりませんが、過去3年間、ご本人が全くご存じないうちに、対象者の方の個人情報自衛隊に提供されておりますよね。これについて私は前回の議会12月議会のときに、その方たちについては、やっぱりできれば、了解なしに、本人の了解なしに自衛隊に個人情報提供したということについてのお詫びの言葉を添えて、事実を本人たちに知らせてほしいと、いうことを申し上げておりました。それはどうなるのでしょうか、お尋ねいたします。

(町長 岡崎邦博君、挙手して発言を求める)

○町長 (岡崎邦博君)

12月議会でも答弁をいたしました。情報提供を行った対象者への今後の対応については考えておりません。

(12番 西藤典子君、挙手して発言を求める)

○12番 (西藤典子君)

個人情報かね、しかも自衛隊に、今の社会情勢の中で本人が知らないうちに上がっているということの重大性をもう少し認識していただきまして、誠意ある対応をしていただきたいというのが私の気持ちでございます。今日、答弁頂かなくてもいいですけども、まだ提出までに時間もありますし、せっかく除外申請の周知徹底を町民の皆様にもされるわけですから、そのときにね、一緒にこのことも付け加えられて、出されていることがね、私は町民の皆さんの町長に対する信頼につながるのではないかと私は思います。どうか検討していただきますことお願いいたしまして、この質問は終わらせていただきます。

次に、非正規職員の処遇改善について質問いたします。令和5年の5月2日に、総務省が地方自治体の会計年度任用職員の給与改定について、常勤職員の給与改定に準じることを基本とするという数値を示しておりますね。今回、議案が提出されておりますが、議案の第2号、条例改正案もこれに関連してと思いますけれども、これはまた議会の中で質問したいと思っております。議案質問にしたいと思っておりますけれども、今日の私の質問は、この問題の経過等について質問したいと思っております。会計年度任用職員は地方公務員法と地方自治法の改正に伴って新設されましたね。非常勤職員の制度で、2020年の4月から導入されていますね。非正規の公務員の制度ですね。お尋ねしますが、これまで鞍手町の職員数はどう推移してきているのでしょうか。そこにちょっと挙げておりますが、こういう、ここじゃなくても良かったんですけども、大体の様子を知りたいと思しまして5年ごとに4回にわたって、お答え頂けたらと思っております。お願いいたします。

(町長 岡崎邦博君、挙手して発言を求める)

○町長（岡崎邦博君）

この件につきましては担当課長に答弁させます。

(総務課長 高橋奈美江君、挙手して発言を求める)

○総務課長（高橋奈美江君）

お答えいたします。まず、西暦でご質問がっておりますが、2010年は平成22年度、2015年は平成27年度、2020年は令和2年度、2023年は、令和5年度と和暦で答弁をさせていただきますので、ご了承ください。町職員の推移につきましては、平成17年度に国から定員適正化計画の策定、適切な職員配置に努めることの指針が示され、平成17年度に187名であった職員数は、平成22年度に164名、平成27年度に139名、令和2年度に138名にまで減少しましたが、令和5年度につきましては、機構改革に伴う課の設置や職員の研修派遣等の影響もあり、142名となっております。以上です。

(12番 西藤典子君、挙手して発言を求める)

○12番（西藤典子君）

随分こう減ってきている状況が続いていたけども、最近、この令和5年につきましては、増えたということのご答弁頂きました。大体、自治体の職員数というのは、全国的に減少傾向にあるということはあると思います。

それではその次になりますけれども、その間の非正規職員数の推移はどうなっておりますでしょうか、お尋ねいたします。

（総務課長 高橋奈美江君、挙手して発言を求める）

○総務課長（高橋奈美江君）

お答えいたします。本町でいいます非正規職員とは、会計年度任用職員となります。非正規公務員の数は、2000年代以降、全国的に急激に増えてきたとされております。本町の推移につきましては、平成22年度は92名、平成27年度は108名、令和2年度は93名、令和5年度は106名となっております。この人数につきましては、共済加入者の人数で答弁させていただいております。各年度の増減については、行政需要の増加が大きな要因であると考えており、職員の定数にも限りがあるため、業務量が増加した場合等には会計年度の募集を行い、雇用をしている状態であるため、年度によって増加したり減少したりしております。以上です。

（12番 西藤典子君、挙手して発言を求める）

○12番（西藤典子君）

そのような傾向があるわけでしょうけれども、構成比としてはどうなりますかね。正規職員と非正規職員との構成比の推移については、どういうふうになりますかね。

（総務課長 高橋奈美江君、挙手して発言を求める）

○総務課長（高橋奈美江君）

お答えいたします。構成比につきましては、平成22年度は正規職員164名に対し、非正規職員92名で、非正規職員の構成比は35.9%、平成27年度は正規職員139名に対し、非正規職員108名で、非正規職員の構成比は43.7%、令和2年度は正規職員138名に対し、非正規職員93名で、非正規職員の構成比は40.3%、令和5年度は正規職員142名に対し、非正規職員106名で、非正規職員の構成比は42.7%となっております。以上です。

（12番 西藤典子君、挙手して発言を求める）

○12番（西藤典子君）

今、数字をお聞きしましても、非正規職員が、正規職員に比べてどんどん増える傾向にあるということが分かると思います。このことが、現在のこれからのやっぱり町政にも関わってくるんじゃないかと思うんですけれども、特に私は気になっておりますのは、男女比ですね、これが気になっております。正規職員と非正規職員それぞれ

の男女比の推移はどうなっておりますでしょうか、お尋ねいたします。

(総務課長 高橋奈美江君、挙手して発言を求める)

○総務課長(高橋奈美江君)

お答えいたします。まず、正規職員の男女比についてお答えいたします。平成27年度は男性59%、女性41%、令和2年度は男性58.7%、女性41.3%、令和5年度は男性59.2%、女性40.8%です。

次に、非正規職員の男女比について、お答えいたします。平成27年度は男性25%、女性75%、令和2年度は男性14%、女性86%、令和5年度は男性19%、女性81%となっており、非正規職員の場合は女性職員の比率が高い状況にあります。以上です。

(12番 西藤典子君、挙手して発言を求める)

○12番(西藤典子君)

非正規職員が増える傾向にあり、その中でも女性の占める割合が圧倒的に高いということですね。これがちょっと私は非常に気にかかっております。これが賃金と関わってくると思うんですね。これはもう今年度だけでいいと思うんですけども、2023年度における正規職員と非正規職員との男女別の賃金差、これはフルタイムとパートタイムがありますからちょっとそこら辺も思うんですがですから、非正規職員の男性の平均賃金、あるいは時給換算でもいいですけども、それと女性の平均賃金、あるいは時給換算賃金、それと非正規の男性の平均賃金または時給換算賃金、それから非正規の方の女性の平均または時給換算賃金、ちょっとそこら辺が分かりましたら教えていただきたいと思っております。

(総務課長 高橋奈美江君、挙手して発言を求める)

○総務課長(高橋奈美江君)

お答えいたします。まず、正規職員と非正規職員の男女別の賃金差はございません。

次に、正規職員の月平均賃金は、令和5年4月1日において、29万6,800円であるのに対し、非正規職員は勤務体系により、先ほど議員がおっしゃいましたように、まちまちではありますが、時給職員以外の月平均賃金は、18万7,068円となっております。時給換算いたしますと、正規職員は平均1,823円、非正規職員は1,203円となっております。以上です。

(12番 西藤典子君、挙手して発言を求める)

○12番(西藤典子君)

女性についてお願いいたします。

(総務課長 高橋奈美江君、挙手して発言を求める)

○総務課長（高橋奈美江君）

平均給与は、男性が30万5,792円、女性が30万5,651円となっており、男女別の賃金格差はございません。平均年齢につきましては、男性が40.3歳、女性が41.2歳となっております。以上です。

（12番 西藤典子君、挙手して発言を求める）

○12番（西藤典子君）

ちょっと私今聞き洩らしたような感じもしますが、女性の賃金については、正規職員と非正規職員には賃金差がないんですか。ちょっと私ちょっと聞き洩らした気がしてちょっと確認します。そういうことですね。すみません。正規職員についての男女差はないし、非正規職員についても男女差がないということなんですね。先ほど正規職員の男性の賃金29万6,800円てきましたが、非正規の方のをちょっと聞き洩らしました。再度お尋ねいたします。

（総務課長 高橋奈美江君、挙手して発言を求める）

○総務課長（高橋奈美江君）

非正規につきましては18万7,068円です。以上です。

（12番 西藤典子君、挙手して発言を求める）

○12番（西藤典子君）

これ見ましても、半分とは言いませんけれども10万ぐらいの差があるということが分かると思います。これにつきまして、次に、何とかこの特に女性が非正規は女性が多いということで、女性の賃金が男性に比べて10万ぐらい以上、少ないという実態が鞍手町においてあるということなんですね、やっぱり非正規の方、特に、これ鞍手町におきましては、会計年度任用職員ということなんになっておるようですけども、この方々のやっぱり処遇の改善ということを、私は気にしております。この間12月議会でちょっと私議案質問した記憶がありますけれども、昨年の人勧で国は会計年度任用職員の給与改定についても、常勤職員に従事して4月に準じて、4月に遡及するように通知を出しておって、同時に23年度の補正予算で財政的措置も実施していたと言っているようなんですね。ところが聞きましたときに、会計年度職員の処遇改善がなされて特に私は、期末手当のことお聞きしましたけども、改善がほかの正規の方は実施されているのに、非正規の方の改善はなされていないんですけど、これについての具体的な理由をお伺いしたいと思います。

（町長 岡崎邦博君、挙手して発言を求める）

○町長（岡崎邦博君）

令和5年度までの会計年度任用職員における人事院勧告等に基づく報酬等の反映については、従前の鞍手町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例第3条第

3項の規定により、給与表の改定の日にかかわらず、翌年度から適用すると条例で定めているため遡及しておりません。しかし、今回提案しました鞍手町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の全部改正においては、その条文を削除し、改定があった場合には正規職員と同様の遡及を行うこととしております。

(12番 西藤典子君、挙手して発言を求める)

○12番(西藤典子君)

ぜひその方向で、やっぱり進めていただきたいなと思っているんですけども。ほかにやっぱり会計年度任用職員の方の、特にパートタイムの方とかが、特に問題になるんじゃないかと思うんですけども、会計年度任用職員の任期、それから任用の更新、再任用とか、あるいは公募とかいうような制度があるようなんですけれども、この実態はどうなっているのでしょうか、お尋ねいたします。

(総務課長 高橋奈美江君、挙手して発言を求める)

○総務課長(高橋奈美江君)

お答えいたします。会計年度任用職員の雇用期間は1年としております。更新については、年度末に人事評価の面談後に、本人の希望により会計年度任用職員登録申込書を総務課へ提出していただくこととなっております。以上です。

(12番 西藤典子君、挙手して発言を求める)

○12番(西藤典子君)

その際に、ある方からちょっとちらっと聞いたことがあるんですけど、何か所、もう3回目までしか、更新ができなくて、公募になるとかいう不安をね、自分が改めて次の任期も採用されるかどうか分からないっていうのは不安を聞いたことがあります。そこら辺のことはどうなっておりますか。

(総務課長 高橋奈美江君、挙手して発言を求める)

○総務課長(高橋奈美江君)

お答えいたします。先ほども申しましたように、会計年度任用職員の雇用期間は1年更新、もしくは必要な期間、というふうな形になります。先ほど議員がおっしゃいました、本町におきましては3回のルール等々はございません。他の自治体では、あるようなんですけれども、うちの場合は1年更新というふうな形ですので、本人が希望して、登録申請をしていただき、その際に会計年度任用職員の業務が発生しているのであれば、雇用というふうな形になるかと思えます。以上です。

(12番 西藤典子君、挙手して発言を求める)

○12番(西藤典子君)

職、仕事があって、本人が希望すれば、本人の希望を優先して雇用していただくということですね、非常にありがたいと思います。特に会計年度任用職員の本町におい

て、どういう職種の方がその対象になっていらっしゃるのでしょうか。具体的な対象をお聞きします。

(総務課長 高橋奈美江君、挙手して発言を求める)

○総務課長(高橋奈美江君)

お答えいたします。職種につきましては、職員の事務補助、それから包括支援センター等々の3職種と言われます社会福祉士、そういった方々の職種がございます。以上です。

(12番 西藤典子君、挙手して発言を求める)

○12番(西藤典子君)

保育士さんとか看護師さんとか、図書館の司書さんとかいうのは含めないわけですね。

(総務課長 高橋奈美江君、挙手して発言を求める)

○総務課長(高橋奈美江君)

今、議員のほうがおっしゃいました、保育士さんのパートの方、それから図書館の司書の方もいらっしゃいます。それぞれの原課におきまして必要な部分を予算で計上させていただいて、その分の職員を募集するというような形になっております。以上です。

(12番 西藤典子君、挙手して発言を求める)

○12番(西藤典子君)

ちょっと質問し忘れてましたが、先ほどの会計年度任用職員の方につきましては、パートのタイムの方とフルタイムの方がいらっしゃいます。この区分はどんなふうにされているのでしょうか。

(総務課長 高橋奈美江君、挙手して発言を求める)

○総務課長(高橋奈美江君)

お答えいたします。本町におきましてはフルタイムの会計年度任用職員さんはいらっしゃいません。本町につきましては、パートタイムの会計年度任用職員ということで雇用させていただいております。内容につきましてはフルの場合は7.75時間。パートタイムの場合については、今回の改正において7時間というふうな形になっております。そのほか、それぞれの職種において、時間のほうは変動していくというふうな形になります。以上です。

(12番 西藤典子君、挙手して発言を求める)

○12番(西藤典子君)

フルタイムの方がいらっしゃらないってことで、初めて知ったんですけども、何か聞くところによりますと、今も答弁にもありましたけど、7.75時間ならフルタ



イムだけど、7時間だったらパートということで、聞いたような気がします。ちょっと聞き漏らしたかも分かりませんが、それによってやっぱり賃金が10万円ぐらい減っているわけで、状況がありますよね。そこら辺をやっぱり先ほど、町長は今度は2号議案で出されているということであるんですけど、パートタイムであれば保障されない権利ってのがたくさんありますよね。フルタイムであれば取れるものがパートであるがために、保証されないという権利がたくさんあるみたいですが、その具体的内容は分かりましたらお尋ねいたします。

(総務課長 高橋奈美江君、挙手して発言を求める)

○総務課長(高橋奈美江君)

お答えいたします。今のご質問につきましては手持ち資料がありませんので、後ほど議会のほうを通しまして、事務局のほうを通しまして、お答えさせていただきたいと思えます。

(12番 西藤典子君、挙手して発言を求める)

○12番(西藤典子君)

私がとても気になっていること、やっぱり女性の、賃金保障が非常に貧しいと言いますかね、会計年度任用職員の方は圧倒的に女性が多くて、やっぱりそのために賃金が少ないというようなことがあります。これはやっぱりジェンダー平等とか、やっぱり日本の社会において、賃金上がる社会、女性が生きがいを持って生きられる社会にするために、こういう状況は何とか早くなくしたいという気持ちでおります。2号議案で具体的に提案されているようで、先ほど町長からも一言あっておりました、町としての今後の会計年度任用職員の処遇改善への具体的な方針をお聞かせ願いましたらと思っておりますいかがでしょうか。

(町長 岡崎邦博君、挙手して発言を求める)

○町長(岡崎邦博君)

今後、処遇改善につきましては令和5年度まで、期末手当のみの支給をしていましたが、今回提出させていただいております。会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の全部改正において、令和6年度より期末手当に合わせて勤勉手当の支給を行うこととしております。支給率につきましては、期末手当、勤勉手当ともに正規職員の率を準用いたします。令和6年度以降は、国家公務員に準じて行われる。正規職員の給与の改正と同様に、会計年度任用職員についても、取り扱っていくことを基本としております。

(12番 西藤典子君、挙手して発言を求める)

○12番(西藤典子君)

ぜひ今の、男女平等ですよね。ジェンダー平等の実現のためにも、特に非正規職員

の方の処遇ですね、今おっしゃっていただきましたが、さらに特別休暇とかもありますので、そういったことも含めて、改善していただけたらと願っております。

最後の質問に移らせていただきます。何度も質問しておりまして、非常に恐縮ですが、また生理という女性特有の負担の緩和策についてという質問でございます。12月議会の教育長の答弁で、また令和6年1月下旬に内閣府の男女共同参画局の第4回の調査結果が公表されるのでとおっしゃっておりましたので、それをぜひ聞かせていただきたいということです。その中に当然、その後の学校や公共施設のトイレ、生理用品の配置についての問題が出てくると思いますので、お尋ねいたします。よろしく願いいたします。

(教育長 外園哲也君、挙手して発言を求める)

#### ○教育長（外園哲也君）

内閣府男女共同参画局の第4回調査、2023年7月18日時点の調査によりますと、福岡県の自治体では、前回の調査から10市町村減少となりまして、福岡市など15市町で配布しております。近隣では芦屋町、遠賀町が配布しております。配布場所といたしましては、学校、男女共同参画推進センター、人権センター、社会福祉協議会などです。生理用品などの調達方法は、予算措置や企業や団体からの寄附、防災備品の備蓄の買換えなどになっております。配布内容提供方法といたしましては、トイレに配置を行っている市町もありますが、口頭、カード提示などを窓口での提供が多く、学校については保健室での提供が多くなっております。以上です。

(12番 西藤典子君、挙手して発言を求める)

#### ○12番（西藤典子君）

なかなかですね、保健室でというようなことがいているわけですが、これについて、もう何回も言っておりますけれども、やっぱり保健室っていうのは、特にその場所に男性の生徒さんがいらっしゃったら、それは言えないと。そういったこともありますし、またトイレと離れたところにある場合もありましてね、やっぱり特に女性、若い女性の場合は生理が非常に不順であって。思いがけないときに始まったりということがあって、椅子を汚すんじゃないか下着を汚すんじゃないかとかいうそういう心配もあって、いつもこう不安に思っている面があると思うんですね。保健室に行っても男性がいれば、言えないと。だから、やっぱり1番教室に近いところですね、トイレについてもそういう心配があるときには行けば、生理用品があると、こういう状況をつくっていただきまして、安心して学校生活が送れるようになればいいというのが、私も昔若い女性でありましたので、そのときの経験から切に願う次第でございます。今月3月8日は、国際女性デーということで、世界的にいろんな取組がありまして、そのとき、8日の記事にスペインのカタルーニャ地方では、今環境問題

が非常に問題になっていますので、環境に配慮して、使い捨てではなく、繰り返し使用できる生理用品を無償提供するという、もう世界初の取組が始まったというようなニュースも来ております。やっぱりジェンダー平等世界のこのような、情勢の進展に対応して、学校や公共施設のトイレへの生理用品の配置を、何とか鞍手町でも取り組んでもらえないものかということをおもっておりますが、いかがでございましょうか。

(町長 岡崎邦博君、挙手して発言を求める)

○町長(岡崎邦博君)

町内で実施する考えはということで、町内の小中学校では保健室で児童生徒にその子の生活状況や、家庭環境に注意をしながら配布をしておりますが、それ以外の場所での配布は何度も答弁をさせていただいておりますけども考えとしてはありません。

(12番 西藤典子君、挙手して発言を求める)

○12番(西藤典子君)

学校のことももちろんそうですけどね。公共施設への設置ということもちょっと私はぜひお願いします、取り組んで頂きたいと思っております。というのが、私、直方の隣保館にいろんなことで出かけることが多いのですが、直方の隣保館では、ちょっと実物を持ってきたんですけど、持って返って来ました。まず受付に、生理用品が必要であることを声に出さなくても大丈夫です。スタッフにこのカードをご提示くださいというカードが置いてありまして、実際にトイレに行きますとね、またこれもちよっと立ち上がったことになりますけれども、女性の生理が非常に微妙なものがありまして、非常にひどい日と、軽い日とありましてね。だから、生理用品を使い分けなきゃいけないんです。これがちゃんと、直方の隣保館には備え付けてございました。ちなみに鞍手の隣保館はどうだろうかと思ひましてね、お尋ねに参りましたら、そういうことはないということだったんですね。これは公共施設ですから、子供さんではないんです。生徒さんではないんですけれども、やっぱり公共施設に特に隣保館に、直方ではそういう配慮がされている。鞍手の場合は、それが遅れているという実態ですね。これはやっぱり町民の皆さんに対する、配慮の差ではないか、きつい言葉で言えば人権感覚の差につながってくるんじゃないかという思いもいたします。私も是非、これは直方の隣保館だけではありませんで、私飯塚の交流センターなんか行きますと、必ず生理用品がトイレに置いてあります。そういった社会の流れといいますかね、ジェンダー平等ということの視点からやっぱりどんどん変わってきていると思うんですね、是非、隣保館からでも結構です。やっぱりほかの先進的な自治体に負けないように、女性に対する配慮はここまで行き届いているという実態をね、鞍手町でも作っていただけますことを、一日も早く作っていただけますことをお願いいたします。質問を終わらせていただきます。

○議長（的野信之君）

以上で、西藤典子議員の質問を終了します。

ここでしばらく休憩いたします。

○事務局長（広瀬真一君）

午後3時から再開したいと思います。

—— 休憩 14時46分 ——  
~~~~~○~~~~~  
—— 再開 14時58分 ——

○議長（的野信之君）

会議を再開します。

引き続き一般質問を行います。

次に、4番議員 宇田川亮議員の質問を許可します。

（4番 宇田川亮君、挙手して発言を求める）

○4番（宇田川亮君）

通告に従いまして、2点について質問をいたします。まず1点目は、社会福祉協議会の体制についてです。最初に、町長が言われています地域福祉の充実と発展に向けて、地域福祉活動を進めていく上でも、社会福祉協議会の役割と重要性についての認識、どういうふうに思っているのか、お伺いをいたします。

（町長 岡崎邦博君、挙手して発言を求める）

○町長（岡崎邦博君）

地方自治体の福祉行政においては、主な関連法令である社会福祉法に規定する業務や民生委員、児童委員、赤十字等従来からの業務に加えて、近年では、災害時要援護者対策、ひきこもり支援、地域福祉活動、人材育成などをはじめ、子供、子育て、高齢者といった世代や障害生活困窮といったリスクや課題の解消など、極めて幅広い事業を法制度に基づき担っており、これまでそれぞれの制度等の充実が図られてきました。しかし、制度などの対象にうまく当てはまらず、困難さを抱えていても、支援の手が届かない人々も存在します。それは人々が暮らす生活の中においては、法制度の枠では解決できないこと、または対象要件に当てはまらない生活上の困り事が存在しているからです。また、根本的な解決が図れない課題も多く、伴走型の継続的、長期的な支援の必要性も高まっています。そのような中で、これからも増加していく複合

化、複雑化した課題を抱える人を支えていくためには、行政職や専門職がつながり、効果的な支援が行えるための環境整備が求められています。社会福祉協議会は、社会福祉法第109条に、地域福祉の推進を図ることを目的とする団体であると定められていますように、地域住民が抱える福祉課題を地域全体の問題にとらえ、地域の関係者と共同活動を通して地域福祉の推進を目指すことを目的とする団体です。つまり、社会福祉協議会は、制度のはざまや制度の外側にある暮らしの困り事や社会的な福祉課題に注目し、人々の意識や新しい価値観を生み出して地域の福祉課題の解決に取り組んでいく担い手として重要な役割を果たしていると認識しています。

(4番 宇田川亮君、挙手して発言を求める)

○4番 (宇田川亮君)

町長の認識については、確かにそのとおりだというふうに思います。社会福祉協議会については、特に先ほど町長も言われましたけども、法的に、何らかの何て言いますかね、当てはまらない。本当に隙間のところだとかいうところで、本当に困窮した方について寄り添って一緒に生活改善なりをしていくという場で、本当に大事なところでもあります。そして、その中で、やっぱり個人情報というのがものすごく大きな部分を占めていると思いますし、秘匿性の高い相談者なりもたくさんおられると思うんですよね。ですから、事業自体が、どれだけの活動をしていくかっていうのは目に見えない分は多くの部分がたくさんあるんじゃないだろうかというふうに思いますけれども、その点についてはもう一度、町長はどういうふうに考えてあるのかというのを教えてください。

(町長 岡崎邦博君、挙手して発言を求める)

○町長 (岡崎邦博君)

自立生活支援だとか生活困窮者に対する、どのように支援をしているかということにつきましては、やはり個人情報というような観点から、十分に注意を払う必要があるというふうに思いますが、一方でボランティア支援センターだとか、災害ボランティアセンター、そしてまた、その他福祉教育だとか、いろいろな社会福祉協議会が担っている事業もあります。そういったものにつきましては個人情報等としては、あまり神経を使う必要もない事業であるかなというふうにも思いますので、その辺のすみ分けをきちんとした中での事業展開を図っていただければというふうに思います。

(4番 宇田川亮君、挙手して発言を求める)

○4番 (宇田川亮君)

それでは、次に他の自治体の人員状況についての比較がどうなっているのかについて、お尋ねします。鞍手町の社協は、それに当てはめて充実しているのかについてお答えください。

(町長 岡崎邦博君、挙手して発言を求める)

○町長(岡崎邦博君)

この件につきましては担当課長に答弁させます。

(福祉人権課長 田鶴原竜二君、挙手して発言を求める)

○福祉人権課長(田鶴原竜二君)

お答えいたします。近隣の他市町村の状況につきましては、各社会福祉協議会が定めた事業計画を行う人員状況としまして、会長を除く職員は、直方市13名で、内訳としましては、正職員10名、パート職員等は3名であります。

次に、宮若市は9名で、内訳としましては、正職員8名、パート職員等は1名であります。

次に、小竹町は7名で、内訳としましては、正職員3名、パート職員等は4名となっています。以上です。

(4番 宇田川亮君、挙手して発言を求める)

○4番(宇田川亮君)

市と町ではちょっと違うと思うんですよね。今、直方市、宮若市、小竹町も言われましたけれども、近隣ではそうかもしれませんが、町自体、県内の29町ありますけれども、その状況についてどういうふうになっているのか教えてください。

(福祉人権課長 田鶴原竜二君、挙手して発言を求める)

○福祉人権課長(田鶴原竜二君)

お答えします。各市と町、各社会福祉協議会で定めにおきましては、各社会福祉協議会で定めた事業計画の中に、独自事業や、受託事業を行って人員確保をしているところもあり、違いが生じています。その主な事業と実施状況としましては、ホームヘルプサービス、社会福祉センター、管理運営事業、学童保育事業、生活支援介護予防サービスコーディネート、配食サービス事業などの事業を実施しておるため、人数に違いが生じております。以上です。

(4番 宇田川亮君、挙手して発言を求める)

○4番(宇田川亮君)

そういった事業については、これ勘案されてそれを除いたところですよ、職員の数。私も資料を持っていますけれども、これ県内29町、この人数を聞いたわけですけど、それについてはお答えありませんけれども、私が言いますね。29町のうち、鞍手町がもうほぼワーストワンです、4人。宇美町、人口規模も違いますけれども同じ町でもですね、人口割しても鞍手町、1人において、3,747人を見らないといけない。そういう状況があります。それともう一つ、今年の3月31日、昨年度末ですよ。昨年度末から社会福祉協議会の人数を増やした町が29自治体中15自治体で

増えています。これだけ必要性和その事業量等というふうには、それぞれの町が考えてあるんじゃないだろうかというふうに思いますけれども、人口比につきましても、他町との人数の比較にしても、4人というところが1番少ないんですよ。でも小竹町も4人、先ほど7人と言われましたけど、確か4人のはずですけどね。7人ですか。7人なら7人でも、もっと、1人当たりに対する人口の割合というのは、人口の人数というのは少ないはずですよ。そういう状況で鞍手町の事務局の職員の数、本当に充実しているというふうに考えてあるのでしょうか。お答えください。

(町長 岡崎邦博君、挙手して発言を求める)

○町長（岡崎邦博君）

社協職員の人数につきましては、先ほど、宇田川議員が言われました、恐らく人員配置状況一覧表からの抜粋だというふうに思います。これによりますと桂川町では1万2,000人の町において鞍手町と同じ、3名の正職員と嘱託職員が1名、あとは広川町についても正職員は3名の嘱託が5人というようなことになっております。香春町については正規職員が2名の嘱託が5名というようなことであります。実際にどのような社協が活動しているかということにつきましては、ホームページ等で確認をしておりますけれども、なかなかホームページでは出てこないことが多くて、活動状況にしても、ほぼ平成のものしか出てこないというようなことがありますし、実際に年度ごとの計画につきましても、いや、計画につきましては令和3年4年5年とありますが、報告については、令和4年の報告も載っていないということで、どのような活動をしているかっていうのがなかなか分かりづらいということにもなっています。そしてまた、何とか地域福祉の方向性について、共有会議をしようということもありました。日時は今年の2月26日に行ったんですが、出席者としましては、役場の2階の第2会議室で、副町長、総務課長、福祉人権課長、総務財政係長、福祉人権係長、地域包括センターの只松さん、社協の出席者としては古野局長、内山さん、大山さんということで、会議の目的として地域福祉の推進における中心的な役割を持つ組織として位置付けられた社協が、町の福祉サービスをどのように考えているか。町として現状を考慮した上で何ができるかを考えるという目的で会議を行っておりますが、開口一番、浅野副町長のほうから、社協はどのようにしたいかということを探ねたときに、古野氏から、会議に呼ばれているのだから行政の思いを先に聞きたいというような発言があったそうです。社協の町への思いとしても、行政と連携は取れていると思っているということではあります。なかなか行政としてもその辺の意思の疎通が余りうまくいっていないのではないかなという思いもあります。そういったこともありますし、今言いましたようにホームページにもなかなか社協の事業実績なり活動実績が載っていないということもあります。そういったことから、私自身、先

ほど社協の重要性についても述べさせていただきましたが、もっと社協なり行政と意思の疎通を図りながら連携をして、鞍手町の地域福祉の向上に寄与していただければというふうには考えております。

(4番 宇田川亮君、挙手して発言を求める)

○4番 (宇田川亮君)

ちょっとよく分からないんですけど、町は何でそれ把握しようと、よく分からないんだらう。何でなんでしょう。ホームページだけから把握しようとしているんですか。町自体が社協に行って、今後、地域福祉向上のためにこうしたいんですけども、今の活動状況も教えてくださいとか、いろいろ聞けばいいじゃないですか。何でそれしないで、社協はホームページでこれだけしか載ってないんで、何しようか分かりませんとかそんな言い方になるんですか。ちょっと意味が分かりませんが、行政のほうからそういうアプローチなりはないんですか。

(町長 岡崎邦博君、挙手して発言を求める)

○町長 (岡崎邦博君)

これは私が確認したところです。福祉関係の職員、特にまた地域包括支援センターのほうから先ほど言いましたように共有をしようということで、アプローチをしましたが、先ほど言ったような答弁で、町として何がしてほしいかみたいな話だったというようなことをお聞きしております。いずれにしても、お互いの意思の疎通をもう少し機密にしていくということが1番重要なことというふうに考えております。

(4番 宇田川亮君、挙手して発言を求める)

○4番 (宇田川亮君)

町長の地域活動計画、地域福祉活動計画を推進しようというふうに思っているわけですね。そのために、先ほど町長が、社会福祉協議会の重要性なりの認識を述べられましたけれども、そのために社会福祉協議会にこういうこともやってほしいだとか、そういうことは言わないんですか。その都度、地域福祉活動計画を進めていきますにしても、絵に描いた餅ではありませんけれども、町長が思う地域福祉の充実発展と社会福祉協議会というのは密接な関係があるんじゃないだろうかというふうに思うわけですけども。町長自身が、包括と社協とがうまくいってないとか、何かちょっとよく、何で社協と意思疎通なりを取れないんですか。それが、それちょっとよく分からないんですけども、また取ろうとしているんですか。

(町長 岡崎邦博君、挙手して発言を求める)

○町長 (岡崎邦博君)

地域福祉活動計画につきましては、これ社協が計画を策定したもので、社協が活動していこうという計画であります。私自身、意思の疎通を図ろうということで、過去

に社協からお話を聞き、どのような、要するに考えを持っているかということ
と、地域包括支援センターのほうからも事情を聞き、どういうふうに考えているのか
ということも聞きました。両者を合わせた中で、私が中に入って3者でいろいろ協議
をし、お互い事業を、特に住民のための福祉事業を充実させるために、力を合わせて
いきたいと思います、というようなことではお話をしましたが、それ以後もなかなかうまく
いっていないというのが実情です。私がそれこそここまで中に入って実際にですね、
それぞれの話を聞いて、そこまでするってということも、どうかというふうに思いまし
たが、先ほども言いましたように、地域福祉の充実は住民にとって欠かせないもので
もあるというような観点から、私がそれぞれの立場を聞きながら、中に入って何とか
うまくいくようにというようなことでも努力をさせていただきましたが、現状まだな
かなか意思の疎通が図れていないところが現状です。

(4番 宇田川亮君、挙手して発言を求める)

○4番 (宇田川亮君)

何かケンカの仲裁に入っているみたいな感じに思えるわけですけども、違うじゃ
ないですか。社会福祉協議会の重要性を認識していないからですよ。私も間に入って
云々じゃなくて、社協は何をしているか分からないんやったら聞けばいいだけの話じ
ゃないですか。分かってほしいだけじゃないですか。包括と社協とは実際には違
いますよ。社協は一緒に手を携えて住民と一緒に生活を支えていこうとか、そういう
体制ですよ。包括はまた違いますよね、やり方が。だから、その辺がちょっとよく分
からないんですけども、いずれにしても、このまま社協ほっとくんですか。そのまま
じゃ何をしているか分からないっていう、そのまんまでいくわけですか。私、2月2
6日の会議があつていること知っていますし、その内容も逐一聞いています。ちょっ
とひどいですけど中身聞きますと、どっちがどうとは言いませんが、その辺がね、こ
れ全く住民のためにならない。今の状況で言えば。社協自体の人員体制についても、
指定管理受けていたときからしても、今、2名ぐらい減になっていますよね、確か。
今、実質は2名と、事務局長と3名かな、全部で4名ということになっていますけれ
ども、全部じゃない事務局長除けば、社会福祉士の資格も持っている方で、しっか
り、先ほど秘匿性の高い住民の相談なりも受けながらも、ずっとやっているわけす
よ。それも含めて何をしているか分からないと言われるんでしょうか、町長は。

(町長 岡崎邦博君、挙手して発言を求める)

○町長 (岡崎邦博君)

先ほど言いましたように、秘匿性の高い家庭の方についてはですね、全部で7名ぐ
らいの相談を受けているというような報告が上がっておりました。それは本当に、個
人情報でもありますので、それ以外のことについては承知をしておりません。と同時

に、先ほど宇田川議員が言われましたけども、本当に社会福祉と申しますか、地域福祉と申しますか、鞍手町の現状、今考えていますと、非常に私自身も苦慮しているところですよ。しかしながら、なかなかどこでボタンを掛け違えたのか分かりませんが、今実際にうまくいってないのは事実であります。どうにかしたいということは私も常々思っております。しかしながら、昨年でしたら、もうここで正直言いますが、社協の会長から人員の増員についてのお話がありました。その際にも、いろいろとお話しさせていただきましたが、何とか鞍手町の職員と連携を取ってほしいと包括との連携を取れないですかというような話をさせていただいたときにですね、甚だここで話すことがどうか分かりませんが、社協の職員のレベルが高いと。町の職員はレベルが低いので一緒にできないということを何度も社協の会長言われました。そういうことも、話としては過去あったんです。そういったことも含めて、どうもお互いが歩み寄りというか、考え方を、住民本位の、先ほども言いましたが、住民のための福祉をどうやって考えるかというような土壌にどうも上がってこられないというようなところがあるように思います。これは私も非常に本当に残念でもありますし、どうにかできないかというようなことも常々思っているところですが、今のところなかなか難しい状況です。

(4番 宇田川亮君、挙手して発言を求める)

○4番 (宇田川亮君)

いやだから難しいということではっとくんですかというふうに聞いているんですよ。その2月26日の会議自体も、中身知らされず、場所も分からずというようなことも聞きましたよ。どういう会議をするのか、どういう中身の会議をするのかもよく分からない。ただこの日に会議しますから来てください。というような、ことだったんじゃないですか。何をしているか分からないじゃない。何をしてほしいかというのも何もないんですかね行政としては。福祉人権課との職員との意思疎通なり、それはできているというふうにも聞いていますよ。どことどうが分からないって言うのか分かりませんが、その辺どうなんですかね、町長。

(町長 岡崎邦博君、挙手して発言を求める)

○町長 (岡崎邦博君)

社協のほうはそういうふうにお話をされているということですが、私は報告としてはそのようには聞いておりませんし、特定の職員との関係は良好なのかどうかということだろうというふうには思います。私自身は何度も繰り返しになりますけども、住民のための地域福祉を、もっと充実するものにしたいと。それには先ほども言いましたように、行政職と専門職が、やはりつながりを持ってお互いを補完しながら進めていくことが必要だろうというふうに考えております。それをどういうふう

な形で今後お互いの、今話したような、関係を改善していこうかということについては、まだまだ答えを持ち得ませんが、いずれにしても早い時期に關係の改善を図る必要があるというふうに考えております。

(4番 宇田川亮君、挙手して発言を求める)

○4番 (宇田川亮君)

なかなかですね、いいですよ。町長自身が会長との話のこともされましたけれども、私はその辺は知りませんが、なぜ担当者、福祉人権課の1個人と仲がいいわけじゃないなくて、福祉人権課の職員との意思疎通を図りながら、連携を図りながら、住民の困った方の困窮者の支援に当たっていくってことはやっていると思いますよ。その辺は把握してないですか。

(町長 岡崎邦博君、挙手して発言を求める)

○町長 (岡崎邦博君)

その辺の報告は受けておりません。

(4番 宇田川亮君、挙手して発言を求める)

○4番 (宇田川亮君)

いや報告、社協しないといけませんか、それ。いや分かろうとしていないわけですよ。町長。何をやっているか分からんのやったら、なぜ分かろうとしないんですか。ホームページだけ見る。部下の福祉人権課の職員がおる中で、社協とのつながりはどうなっているかとか、そういうのは聞いてないんですか。

(町長 岡崎邦博君、挙手して発言を求める)

○町長 (岡崎邦博君)

あんまり良好だというような話は聞いておりませんが、社協との關係だけを一々逐次話を聞くというわけではありません。ただただ苦慮はしておりますので、非常に關心は持っておりますが、先ほども言いましたように、何とか改善したいという思いもあります。しかしながら今のところは、まだ改善に至ってないというところです。

(4番 宇田川亮君、挙手して発言を求める)

○4番 (宇田川亮君)

かたくなですね、いいです、分かりましたよ。令和6年度をもって、今の事務局長が定年退職と、定年というか退職になると思いますけれども、その後の社協の体制についてはどういうふうに考えてありますか。

(町長 岡崎邦博君、挙手して発言を求める)

○町長 (岡崎邦博君)

令和6年度でも予算案として、人件費を中心に約3,500万円の補助を交付しております。先ほど述べましたように社協の重要性は認識しておりますし、社協の目的

でもある制度のはざまや制度の外側にある暮らしの困り事を抱えた人たちに、寄り添った活動を行っているとは思いますが、お互いに意思疎通が十分でないこともあり、繋がりが深くないように感じております。社協として現在の体制をどういう事業を中心に活動しているのか今後鞍手町の地域福祉を推進していくためにどう取り組もうと考えているのか。深く協議を重ねた上で、人員の体制については検討していきたいと考えております。

(4番 宇田川亮君、挙手して発言を求める)

○4番(宇田川亮君)

先ほど人件費で3,500万と言われましたけれども、ものすごく周りくどい言い方しますね。人件費の中身だけ見ても、例えば非常勤職員給与支出とかいうのもありますけど、これは200万程度ですけども、これは移送サービスに係る部分ですよ。全部が全部今の職員だけのものではありませんけれども、町長の今、意思疎通を図ってどうのこうのというのと、住民の本当間に立った困った方を助けると、支援はしているというのは認識してあると思いますけれども、そういう意味でも今いっぱいっぱいの状況であるわけですよ、社協の人員自体が。もう1年で、もう今の局長が退職ということになりますけども、先ほど町長が言った意味はどういうことでしょうか。それ補充、ちゃんとしてくれるんでしょうか。1人減るわけですよ。1人減るんで、今でも1番最低の、町でいえば4人というのが1番最低ですよ。あと2つぐらいありますけれども、そこは減った分は補充されるんでしょうか。

(町長 岡崎邦博君、挙手して発言を求める)

○町長(岡崎邦博君)

先ほども言いましたように鞍手町の地域福祉を推進していくためにどう取り組もうと考えているのか、深く協議を重ねた上で、人員の体制については検討していきたいと思えます。

(4番 宇田川亮君、挙手して発言を求める)

○4番(宇田川亮君)

今でも生活困窮者がいて、相談業務とそれ以外にもいろんな業務ありますよ。いろんなことやっているんですけども、意思疎通が図れないとか、町長がその社協が何やっているか分からない、そういう状況で。今の状況で言えば、町長はもう、補充はしない、今度4から3になったらそのままいきますよという考えでしょうか。

(町長 岡崎邦博君、挙手して発言を求める)

○町長(岡崎邦博君)

繰り返しになりますが、深く協議を重ねた上で人員の体制については検討していきたいと思えます。

(4番 宇田川亮君、挙手して発言を求める)

○4番(宇田川亮君)

深く協議を重ねた上で、先ほど、29の町の社協の人員の状況も言いましたよ。4人ってというのは県下最低ですよ。その中での、話で深く協議をしながらじゃなくて、町民を困った方を助けるのに今でも手いっぱいのところを協議の結果1人減らしますという結果も協議の深く検討した上でって言ったら、それも可能性としてはあるわけでしょう。町長の考えの中に。じゃなくて今困っている方がおって、そこを支援するのに助ける職員が今でもぎりぎりの体制なのに、それを1人まだ減らすという考えも可能性としてはあるんですか。

(町長 岡崎邦博君、挙手して発言を求める)

○町長(岡崎邦博君)

現在の体制、または1人少なくなった体制でどういう事業を中心に活動していこうと考えているのかを深く協議を重ねた上で、人員の体制については検討していきたいと思います。

(4番 宇田川亮君、挙手して発言を求める)

○4番(宇田川亮君)

福祉の充実も何もあったものはないですね。町長の言い方からすれば、片方の意見しか聞いてないで、なんかかたくなにケンカが収まれば、人員は検討します、確保しますみたいな言い方でしか聞こえませんよ。私言っているのは、生活困窮者なり、行政の法律のはざまでおられる方を支援する人がいる中で、さっき7名と言いましたけども、相談1回だけじゃないですよ、ずっと寄り添って何年間も一緒に、支援をし続けている方もおられるわけですよ。それも今の体制で言えばぎりぎりなのに、その方たちも見捨てるんですかって聞いているんです。

(町長 岡崎邦博君、挙手して発言を求める)

○町長(岡崎邦博君)

先ほども言いましたように、当然ながら伴走型の継続的、長期的な支援も必要が高まっているというような認識は持っております。

(4番 宇田川亮君、挙手して発言を求める)

○4番(宇田川亮君)

言っているじゃないですか。今の体制ぎりぎりって言っているのに、それは、人減らしてでもうそれだけはやります。というようなことでいいんですか、町長の答弁としては。そういう考えですか。

(町長 岡崎邦博君、挙手して発言を求める)

○町長(岡崎邦博君)

人員を減らすとか増やすとか、そういう考えを今ここで述べているわけではありませんので、社協としてこれから先どういうふうにしていこうかというようなことを、どういうふうな取組をしていこうかということを協議し、もちろん、当然ながら今鞍手町でも相談業務を受けておりますし、伴走型でずっと相談をしている方たちもあります。そういった同じような業務をしているところもありますので、お互いに話をしながら協議を重ねて、実際にどれぐらいの事業に対してどれぐらいの人員が必要なのか、そういうことも含めて協議を重ねていこうかというようなお話をしているわけです。

(4番 宇田川亮君、挙手して発言を求める)

○4番 (宇田川亮君)

もう同じことの繰り返しになりますので、あんまり言いませんけども、これ最後にしますけど、県下で社協の職員配置で4人というところが今最低ですよ。これ最低支援業務まで行くだけでも大変なことですよ。いろんな総務の事業もある、いろんな事業の事務局を請け負ったり、いろいろなことがありますよ。それに、いる人員が県下でもやっぱり最低の4人はいるわけですよ。実際、先ほど言いましたけど、社協の人員を増やしているのが1年間で29町の中で15町、15の社協が人員増やしているんですよ。そういうこともね、最低4人はいる。県下の中でもそういうふうに出ていますよ。だから、鞍手町が今4人の1人当たりに見る人口割合で言うたら3,747人、見らないといけないそういう状況ですよ。ほかのところはもっと低いところがたくさんありますよ。人口規模が大きいところはね、またちょっと違いますけれども、その辺の考え方、最低これだけは要ということはね確保しないといけないというふうに思いますよ。もう一度考えてやってくださいよ。この問題についてはもう次行きます。終わりにしますけど、町長の考え方がよく分かりました。

次に、自治会加入率の低下につながるに対する方策についてお伺いをいたします。このことについては何度も一般質問でも取上げていますが、加入率低下によって危惧する問題がありますので、まずお尋ねをしたいというふうに思います。最初に自治会の加入率についてお答えください。

(町長 岡崎邦博君、挙手して発言を求める)

○町長 (岡崎邦博君)

この件については担当課長に答弁させます。

(まちづくり課長 柴田隆臣君、挙手して発言を求める)

○まちづくり課長 (柴田隆臣君)

お答えをいたします。令和6年2月末時点の自治会の加入率につきましては、44.71%となっております。以上です。

(4番 宇田川亮君、挙手して発言を求める)

○4番(宇田川亮君)

また、このあいだ聞いたときよりもまだ下がっているというふうに思います。町長は施政方針でも述べられていましたけれども、デジタル化推進による町民サービスの向上は確かにメリットのあることだと思います。しかしながら、これにより自治会に入らなくても、いろんな情報が得られたりサービスが受けられたりするのであれば、加入率の低下が特に若い世代で加速していくのではないかというふうに危惧します。この点についての町長の認識をお尋ねします。

(町長 岡崎邦博君、挙手して発言を求める)

○町長(岡崎邦博君)

デジタル化が進むことによって紙媒体の回覧版や掲示板の代替へ、補完機能を初めとして自治会内部の情報共有の効率化、迅速化、また自治体等との連絡調整の合理化が図れるなど、利便性は向上いたしますが、現時点でデジタル化の進展が自治会の加入率の低下を加速させるということについては、国等は発出した自治会に関する調査報告等を確認しましたが、明確な回答を得ることができず、判断が難しいところであります。

(4番 宇田川亮君、挙手して発言を求める)

○4番(宇田川亮君)

判断難しいですけども、普通に考えたらやっぱりそうじゃないだろうかと、今実際にそういうのが起こっていますよ。自治会に入らなくても広報もらえるし、どこでも置いてあるし、ホームページ今出ていますから、それも大体若い人が中心ですよ。SNSを使ったりパソコン使ったりするのは、やっぱり若い世代のほうが多い。もう一つは、どこも今高齢化して行って役員の成り手がいない。で、もううちの自治会でもありますけれども、組長になる人が組の中で1人しかいない。だったらもうこの先何年も、ずっと組長続けていかないといけないのであれば、もう区を抜けますという方も、結構出てきています。今、そしたらもう組自体もなくなるし、自治会自体も存続しなくなってくるというふうに思いますけれども、その点についてはどういうふうに思いますか。

(町長 岡崎邦博君、挙手して発言を求める)

○町長(岡崎邦博君)

これも非常に難しい、答えの出にくい問題でもあります。考え方としては、これも地域福祉の一つであるというふうにも考えております。地域福祉というのは制度福祉であつたら自発的福祉であつたりというようなことの中の自発的、要するに地域の人たちが助け合って、その地域を守っていこうというようなことの一つの形だろうとい

うふうには思うんですが、なかなか戦後をそういった助け合いの精神があったところから、なかなかもうこの戦後70年80年近くになって、そういったところが少なくなってきたというのは一つあるというふうに思います。そうした中で若い人たちのSNSを中心とした物によって紙媒体が、なかなか必要でもなくなってきたことがことから、区に入っている意味も少なくなっているというような、実態として現在の加入率につながっているということも、考える一つの状況かなというふうには思っております。ただ、ここで一つ紹介したいのが実証段階ではありますけど、東京都特別区の共同事業の中で、自治会運営の効率化や地域コミュニティの活性化を目的とした地域交流アプリを開発して、自治会活動の維持継続に取り組まれている事例があります。このアプリは紙媒体で対応している行政からの情報や、自治会活動に関するお知らせ、そのほかに自治会運営に関する会議などの情報を電子化し自治会活動はもとより、未加入のほうも自由に閲覧ができるようになっており、自治会運営の効率化、情報発信の迅速化、自治会活動の見える化が図られています。それにより自治会活動への関心が生まれ、加入者が増えたかは定かではありませんが、未加入者や若い世代の方にも興味を持ってもらえたというアンケート結果が出ているそうです。そのように自治会活動の負担を軽減することや、活動を知ってもらうということで、少しずつ自治会活動への理解を得られるんじゃないかというふうにも思っております。今後DX、デジタルトランスフォーメーションが日常の生活の中で普及し、SNSが当たり前になってきたときに、鞍手町という小さい町ではありますが、こういったことも実施することができて、むしろ若い方たちがこの情報を取ることによって自治会活動に関心を持ってもらえるということも、今後あるかもしれないというふうに思っております。

(4番 宇田川亮君、挙手して発言を求める)

○4番 (宇田川亮君)

一長一短あるでしょうね、今の話聞けば。未加入者の方も見られるというような話もありましたんで、いろんな情報を仕入れながら、加入率の向上にもつなげていっていただきたいというふうに思いますけれども、もう一つ、町長はこれまでも自治会役員の負担減らすためにも、配布物を委託していくことも考えられると。それについて、前向きに考え検討されているんじゃないだろうかというふうに思うんですけど、今具体的にどういうふうにしていこうと考えてあるのか、教えていただきたいと思えます。

(町長 岡崎邦博君、挙手して発言を求める)

○町長 (岡崎邦博君)

啓発物と全戸配布につきましては、昨年9月の定例会の中で説明をいたしました

が、昨年10月に各自治会長を対象とした自治会アンケート調査を実施させていただきました。その中で広報紙等の配布業務について、配布業務が負担になっていないか、どのような配布方法が望ましいかなどの調査をさせていただき、その結果では、現時点で負担を感じていないが全体の84.3%、現状の配布方法でよいが全体の60.7%を占める結果となっております。頂いたコメントとしては、スマートフォン等が高齢者にも普及しているので、デジタル化にすべきやペーパーレス化に取り組むべきなどの声がある一方で、配布業務や集金等があることによって会話が生まれ、現状ではコミュニケーションツールになっているとの声も頂いております。現在の区の加入率からすれば、全戸配布の必要性も感じますが、今後の行政サービスのデジタル化への移行等を踏まえ、どのような情報発信が最適なのか、情報を受ける側のスマホ等の保有実態、物理的な状況を踏まえながら慎重に判断していきたいと考えております。

(4番 宇田川亮君、挙手して発言を求める)

○4番(宇田川亮君)

ということはまだ配布業務については決定もしてないし、まだどうするかということも決めかねているという状況ですね。分かりました。ただ、先ほど町長も言われましたけども、加入率自体がもう44.7%、これを全戸配布しても半分も届かないわけですよ。これやっぱりどうかしないといけないんで、例えば逆に配付を全部委託業者に任せるのではなくて、そこの自治会区域内の全戸配布物については全戸配布ですよ、全戸配布物については、そこの自治会で、加入、未加入を問わず、配ってもらおう。そしたら、その委託業者に払う分は、そこの自治会にお金を落とすだとか、いうことも考えられるんじゃないだろうかというふうに思います。これは一つの案ですんで、それもぜひ、検討の一つに加えていただきたいというふうに思います。

最後に、自治会加入率が低下すれば、地域コミュニティーが失われ、自主防災組織の運営に支障を来し、災害時に組織が機能しないことも考えられます。また、自治会の防犯灯も維持できなくなることも考えられ、犯罪や事故などが増えてくることも懸念されます。これらの弊害に一つ一つ対応が求められてきますが、今後の方策について答弁を求めます。

(町長 岡崎邦博君、挙手して発言を求める)

○町長(岡崎邦博君)

地域コミュニティーは、地域住民の親睦交流を図るだけでなく、高齢者福祉、環境美化、防犯、防災、伝統文化の継承など、地域の活性化において重要な役割を果たしており、そのほとんど自治会が担っていると承知をしております。しかし、少子高齢化や人口減少の影響により、担い手の不足、高齢化による脱退など、組織運営に弊害

が生じていることも承知をしております。このような中、近年の災害は激甚化、頻発化しており、自主防災組織は地域の共助活動組織として大変重要な役割を担っていると認識しております。自主防災組織は地域住民が協力連携して活動するものであり、自治会の会員に限らず、地縁に基づく地域住民の参加を促していただき、コミュニティとともに組織の活性化に取り組んで頂きたいと思っております。本町からは区助成金や屋外放送施設管理交付金などのほか、防犯灯の設置補助金や屋外放送施設設置助成金等の制度を設け、自治会運営の支援を行っているところでございます。自治会では、多様化する地域課題をどう解決していくのかという議論になっているのではないかと思います。繰り返しになりますが、この問題解決に向けては地域や行政議員の皆さんと一緒に地域コミュニティ機能をどう向上させていくかを話し合いながら、解決策を見出していくことも必要ではないかと考えております。以上です。

(4番 宇田川亮君、挙手して発言を求める)

○4番 (宇田川亮君)

そういうことをね、いろいろやったとしても恐らく自治会加入率の低下というのは止められないんじゃないだろうかというふうに思います。しかも先ほど言いましたけど高齢化して、若い世代が自治会に加入しないという状況が、生まれてきているわけですよ。そしたらコミュニティはもちろんのことですけども、先ほどの最初の一般質問の中でも自主防災組織でどうのこうのという話もありましたけど、自主防災組織自体がもう作れなくなる。区に加入してない方もね、一緒にやっぱり、防災として、何か災害があったら助けていこうという思いがあっても、もう隣近所誰がいるのか分からないというような状況も出てきているわけですよ。しかも、動ける人が少なくなってきている、若い世代の加入率が減ってきているということも含めてですけども、そういう中で災害時に、もう本当危機的状況だと思うんですよ、災害時にどうするか。防災無線が云々とか、補助を出しています、とか言う話以前の問題になってくるんですよ。今からはやっぱり。町の職員が全地域を網羅して、一緒になって災害対策に当たるとかいうことにはならないんですよ。やっぱりそこその自主防災組織が機能してもらわないと、地域住民の命は救われないというふうにも思うんで、そのときのどう対処するんでしょうかね。今自主防災組織、全自治会にあると思いますよ。悪いですけど名前だけだと思います。ほぼ機能していませんと私は思います。やっているところがあれば失礼ですけども、そういった問題もあります。それからね、防犯灯の問題ですよ。自治会に防犯灯の設置の補助金は出していますが、これ電気代がかかるんですよ。そしたら、そこに加入している方が少なくなればね、ランニングコスト自体も、防犯灯の電気代も払えなくなるというような状況。そしたら、もう自治会なくすしかないですよ。役員をする方がおられなければ、自治会なくすしか

ありません。その自治区内は真っ暗になるわけですよ。今のままでいけば、ものすごく危機的な状況だと思いますよ。今でさえ半分以下になったところで、私の住んでいるところでは、未加入の方に防犯灯の電気代だけはお願いして同じ区域に住んでいるからということで、お願いしてもらっていますけども、それはもう未加入の方が増えればものすごい負担になってくるんですよ。今同じ組内の半分以上が未加入とかなったらもう本当大変なんですよ。そうしてないところもあります。もらえてないところもあります。いろんな組内で防犯灯を管理しているところもあるとは思いますが、その辺がね本当危機的な状況だというふうに思うんですけども、これに対してももう、自治会加入率の低下が止められないのであれば、これに対しての方策も考えていかないといけないんじゃないですか。その点についても、ぜひ、町長の今の考え方なり危機感なりをお聞きしたいと思います、

(町長 岡崎邦博君、挙手して発言を求める)

○町長（岡崎邦博君）

先ほど石井議員が一般質問の冒頭で能登半島地震のことにつきまして、お悔やみと見舞いの言葉がありました。この能登半島のある自治体については、高齢化率が50%を超えているというようなところもあったように聞いております。そうした中で、やはり倒壊した家屋の下敷きになった方たちをどうやって救助するかとか、どうやって避難をしていくかとかいうような、やはりその地域の、ごくごく限られた人たちの中で救出であったり、一緒に避難をしていたりというようなことが起こっているやに聞いております。振り返って鞍手町の高齢化率はもうほぼ40%というようなことと同時に、今宇田川議員が指摘をされております。自治会加入率も44%と、非常に厳しい状況の中ではあります。これをどうやって改善していこうかと。もしも災害が起こったときに、どうやってそれぞれの命を守っていこうかというようなことについては非常に重要な問題でもありますし、私自身も危機的な状況であると、非常に懸念をしているところでもあります。しかしながらこれをしたから解決できるんじゃないかとか、これが一つの方策じゃないかと、いうようなことがなかなか解決に結びつくかということについても、難しい状況でもあります。先ほども言いましたけども、自治会の組織につきましては、これも自発的福祉の一環というようなところから、やはり住民の方たちが自分のこととして自分が住んでいる地域についてどういう愛着を持っているのかとか、どういうふうな地域であってほしいとか、そういうふうなところを、どのように考えているかっていうことにもつながってくるかなというふうにも思います。なかなかそれを醸成していくというのも、今、個人主義的な思想が強くなっている中では、非常に難しい状況の中でもあります。私自身今ここですぐこういう解決策があるというような答えは持ち合わせておりませんし、先ほども言いましたよ

うに、地域住民の方たちや行政はもちろんですが、議員の皆さんたちも含めて、鞍手町全体で、もうそれぞれが自分のこととして考えて、この今の状況をどうやって考えれば改善していくかということ、やはり考えていく時期に来ているというふうには思っています。今ここでどうしたらいいというふうなことについては、なかなか申し上げてないとか正直なところ、今、私自身方策を持ち合わせていないというのが現状です。

(4番 宇田川亮君、挙手して発言を求める)

○4番(宇田川亮君)

自治会加入率の向上に向けてはなかなか答えは出ない。先ほど町長言われましたけど一つじゃない。明確な答えがあるわけじゃないということは私も分かりますよ。だけど、加入率の向上ばかり見るんじゃないで、もう低下は止められないわけですよ。今、今の状況で言えば、低下してコミュニティーも失われ、自主防災組織の運営も支障をきたし、防犯灯もなくなって真っ暗になれば、そのあとどうするんですか、もうすぐ来ますよ、こういう時代が。これの方策を考えるべきじゃないですかって言っているんですよ。ぜひ、この件に関してもね、真剣に検討していただきたいというふうに思いますけど、最後に町長の答弁を求めます。

(町長 岡崎邦博君、挙手して発言を求める)

○町長(岡崎邦博君)

先ほども言いましたようにそこに住んでいる地域の方たちが、もしもそうなったときにどういうふうに思うかということだと思えますよね。要するに、先ほど言いましたように地域福祉の中には制度的福祉と自発的福祉ということが二つあるんですが、これは自発的福祉の中の1つになるというふうな観点があります。地域の人たちが自分たちの住んでいる町、住んでいる地域、住んでいる場所をどうやってしていこうかと。そこを本当に自分のこととして、もう周りが全部真っ暗になってもいいっていう、皆さんが住んでいるのかどうかなんです。本当に子供たちが通学しているところ、子供たちが住んでいるところの町を、地域を皆さんがどう考えているか。そこを、まず、皆さんと一緒に考えていって、そこから始めて、自分たちのできることは何なのか、それぞれが力を合わせるによって何ができるか。そういったことを、それぞれが考えて、そしてまたそこに行政がどういう手立てができるか、そういうことも含めて、これからも皆さんと一緒に考えていくことが必要だと思います。

(4番 宇田川亮君、挙手して発言を求める)

○4番(宇田川亮君)

ごめんなさいね、最後って言いながら。そこそこで考えなさいじゃないですよ、そこは音頭を取らなでしよう。だって、自治会に加入していること加入していない人た

ちがおるわけで、そこで考えてくださって言っても、どうやって誰がどういうふう
に音頭取ってやるんですか。そういうことも含めて、町側は一步足を踏み出すなり方
策を考えないといけないんじゃないですかって聞いているんですよ。もういいですけ
ど。もう答弁要りませんがそういうこと。

(町長 岡崎邦博君、挙手して発言を求める)

○町長（岡崎邦博君）

先ほども言いましたように、だから行政が、どうやって手立てをしていくかも含め
て考えていくということです。

○議長（的野信之君）

以上で、宇田川亮議員の質問を終了します。

次に、5番議員 野口美恵子議員の質問を許可します。

(5番 野口美恵子君、挙手して発言を求める)

○5番（野口美恵子君）

5番。では、通告に従いまして一般質問をいたします。

昨年6月議会において、一般質問があり、学校給食費の無償化について検討してい
きたいとの町長の答弁がありましたけれども、その後の進展を教えてください。

(町長 岡崎邦博君、挙手して発言を求める)

○町長（岡崎邦博君）

学校給食については、新型コロナウイルス感染症対応地域創生臨時交付金を財源
に、令和4年度には3回分、令和5年度には1回分の給食費を減免し、また令和4
年、5年度ともに、食材費高騰対策として、高騰した食材費1年間分を補助し、給食
費の値上げを行っておりません。また令和6年度においても、4月から9月まで6回
分の給食費の減免を行う6年度予算案を計上させていただいております。学校給食費
の無償化については、町単独での財源の確保が難しいと考えておりますが、臨時交付
金等で財源が確保できた場合には、減免や補助を行うように考えております。

(5番 野口美恵子君、挙手して発言を求める)

○5番（野口美恵子君）

令和6年度半年間だけでも無償になる予算をつけていただいたことはとても喜ばし
いことでもありますけれども、それだけでは満足がいきません。本来ならば、国が全国
的な枠組みをつくり、完全給食の実施を義務と位置づける必要があると思われま
す。とはいえ、現在、国を待たずに無償化へと舵を切る自治体がどんどん増えており、全
体の3割超となっております。この新年度4月からは、東京23区で完全無償化がス
タートします。また、本年度10月からは青森県でも、県内の小中学校で提供する給
食を無償化する方針を決め、2024年度当初予算案に関連経費を盛り込んだそうで
す。都道府県単位では、一律無償化に取り組むのは全国初とのこと。近隣の市町

でも徐々に無床化が広がってきております。昨年は小竹町のみが完全無償化を実施しておりますが、新年度4月からは田川市も無償化が決定しております。宮若市も2学期から無償化となります。4月からトイレットペーパーやティッシュペーパー、またいろいろなものが値上がりし家計を圧迫します。賃金の上昇が物価の上昇に伴っていないので、新年度後半も給食費の完全無償化になれば、子育て世帯の保護者の方々の経済的負担の軽減にもつながります。このような観点から鞍手町でも、半年間だけではなく、その後も完全無償化にできるようにお願いしたいと思うんですが、どのように考えていらっしゃるか教えてください。

(町長 岡崎邦博君、挙手して発言を求める)

○町長(岡崎邦博君)

各自治体におきましては財政状況も異なっておりますし、財政規模も異なっております。そういった意味で、それぞれ自治体の考えの中で給食費の無償化に取り組むところ、なかなか難しいところがあるというふうにも思います。6年度予算を見ていただければ分かりますように、鞍手町についてはインフラの整備に取り組んでいるところでもあります。そういった意味で予算規模としては、今までに過去にないような予算規模にもなっておりますので、現状としては給食の無償化について取り組むことについては難しいというふうに考えております。

(5番 野口美恵子君、挙手して発言を求める)

○5番(野口美恵子君)

では半年間だけでも無償になったことはありがたいので、完全無償化がいずれ期待できることを、希望して、次の質問に移ります。では、給食中の窒息死についてです。2月にみやま市の小学校1年生の男の子が、ウズラの卵をのどに詰まらせて窒息した事件についてです。休職中に実測した児童や生徒は2008年から11人に上っています。パンやミニトマト、プラムの種などが原因でした。2015年にも、大阪市の小学校1年生の女児が同じくウズラの卵を喉に詰まらせて亡くなっております。みやま市の教育委員会は、ウズラの卵に注意が必要だと認識せずに使っていたそうです。ほかの自治体も似た状況のようですが、過去の事故に関する情報が十分に共有されずに、教訓が生かされていない現状を関係者は重く受け止めるべきだと思います。文科省は19年改定の食に関する指導の手引で、過去に起きた白玉団子とプラムの誤飲による窒息事故を例示し、丸い形状のものは喉に詰まる危険性が高いとして十分な注意を呼びかけております。そして筑豊地区の学校現場にも波及を広げています。筑豊5市の給食での対応は、原因となったウズラの卵をはじめ、白玉団子など、球形の食材の提供を見合わせる自治体もある一方、食育の観点などから続ける判断をした自治体もあります。気をつけて噛んで食べなければならないと学ぶのも、食育であり、一切それらの球形のものを使わなければ、それらを原因とする事故起きませんが、根本的な解決につながるのか疑問が残ります。ウズラの卵は栄養価が高いとの評価があ

り、周囲の自治体の動向を見ながら提供の再開を検討している自治体もあります。鞍手町では現在どのような対応をしているのか、お尋ねします。

(教育長 外園哲也君、挙手して発言を求める)

○教育長(外園哲也君)

2月26日のみやま市の事故を受けまして、翌日27日に、県内の給食に関する事故について注意喚起を、学校へよく噛んで食べましようのチラシを児童全員に配布、中学校後日ポスター掲示、教職員は給食時間の見守りや声かけの徹底を依頼いたしました。また県体育スポーツ健康課給食係より送信された「食に関する指導の手引」、「食べ物による窒息事故を防ぐために」、「救急蘇生法の指針2020」も、同時に小中学校へ送信しております。28日にも、県体育スポーツ健康課給食係より送信された「教育保育施設等における事故防止及び事故発生時の対応のためのガイドライン」も送信しております。今後の食材につきましては、今現在のところ見直しは考えておりませんが、事故防止について、児童生徒への注意喚起、教職員へは給食時の見守りや声かけ、事故発生時の対応などについて周知徹底するようにしております。以上です。

(5番 野口美恵子君、挙手して発言を求める)

○5番(野口美恵子君)

今の状況がよく分かりました。このみやま市の痛ましい事件の翌日には、福岡市の小学校で八宝菜にウズラの卵が入っていたそうです。担任の先生は、今日の給食にはウズラの卵が入っています。必ずよく噛んでから飲み込むことを伝え、みやま市での悲しい事故のことも説明したそうです。何か事故が起きてからでは取り返しがつきませんので、これらの点を踏まえて、今後、鞍手町でも安全な食材の提供と指導をよろしくお願いして、私の一般質問を終わります。

○議長(的野信之君)

以上で、野口美恵子議員の質問を終了します。

次に、9番議員 許斐潤一郎議員の質問を許可します。

(9番 許斐潤一郎君、挙手して発言を求める)

○9番(許斐潤一郎君)

9番、皆さんお疲れのこととは思いますが、通告に従いまして、最後になります。自然災害による人命及び家屋倒壊対応について何点か質問をさせていただきます。皆さんもご存じのとおり、先ほど石井議員のほうからも、東日本大震災発生後13年目に当たるという報告がありました。本年1月1日、日本全国の人々が新年の新しい時間を過ごされていた中、思いもよらぬ北陸能登半島地震の臨時ニュースが報道されました。私もまさか年の初めにこのような出来事が起こるとは全く考えてもいませんでした。多分、私に限らず、全ての人がそう思われて新年を過ごされて

いたことと思います。この災害にて亡くなられた方々の、ご冥福をお祈りし、また、家屋や他の建物に大きな被害を受け、避難生活を送られている方々へのお見舞いも申し上げます。

さて、鞍手町も数年前に福岡西方沖地震や熊本地震の際にも震度4を確認しております。幸いにして大きな被害は見られなかったと思いますが、今後、南海トラフ地震なども危惧されている中、福岡に関しましてもご存じだと思いますけれども、西山断層、警固断層、九州北部の日本海沖には活断層や断層のつながる箇所が9か所ほどあると言われています。いつ震災が起こるか分からない。私も今でも大きな震災が起こるたびに、大変ね、すごいねなどとは口にしますが、町民の皆さんも同じような気持ちだと思います。ほとんどの人は鞍手町では、今まで大きな地震災害はないからねという声が多く聞かれて、気持ちのどこかに大きな地震は来ないことを前提で過ごされているのではないかと思います。自然災害もいろいろありますが、地震を除けばほとんどは事前にテレビ等で注意報や警報が出されます。地震に関しては、発生してから情報が流れているのが現状です。それだけ地震に関しては直近の事前情報が出ないのです。こうしているときも、地震が起きても不思議ではないのかと思います。今回の北陸地震や、以前の大きな震災におきましても、人命救助、避難場所、健康問題、食料備蓄、水、電気などなどの問題が毎日報道されていましたが、鞍手町もここ数年、各機関や町民を対象とした震災に対する合同防災訓練も行われていないと思っております。ここで先ほど申し上げた様々な問題を確認したいところですが、今回は、震災発生時とその後の人命救助が何よりも1番と考えるので何点かお聞きしたいと思います。

まず1点目ですが、今までの大きな震災において、木造建築物の損壊で潰れた家屋の下敷きになり、家屋の倒壊による圧死による尊い命が失われていることです。2020年に国は、耐震化率95%の目標を掲げていましたが、市内でも建築後数十年以上の家屋もたくさんあると思いますが、旧耐震家屋と新耐震家屋の比率は確認できているのかどうか、お聞きしたいと思います。

(町長 岡崎邦博君、挙手して発言を求める)

○町長（岡崎邦博君）

この件につきましては担当課長に答弁させます。

(まちづくり課長 柴田隆臣君、挙手して発言を求める)

○まちづくり課長（柴田隆臣君）

お答えをいたします。令和6年2月末時点の比率になりますが、旧耐震家屋が46.27%、新耐震家屋が53.72%となっております。しかし、本町に新耐震基準日以降の家屋の耐震化についての情報がございませんので、あくまでも建築年で計算した推計ということで、ご理解頂きたいと思っております。以上です。

(9番 許斐潤一郎君、挙手して発言を求める)

○9番(許斐潤一郎君)

課長のほうから旧と新の、今の状況を報告頂けましたけども、だいぶ町内でも、やはり新しいお家がどんどん建ちまして、屋根等の軽量化等で、また新基準で震災の対応ができていると思うんですけども。国立研究開発法人の防災科学研究データを見てみますと、30年以内に発生する地震の規模確率で鞍手町では家屋倒壊率、震度5でどのくらいかということでありましたら、1番多いところはご存じだと思いますけど、弥生区が78%です。上木月区が73%、木月区が69%、小牧が65%、あと永谷・中山地区が41%、それ以下は大体30後半ぐらいに推移しているようです。炭鉱の坑道跡とかもありますので、揺れた後に、やはり家屋の倒壊とかも十分考えられると思いますので、その辺はやはり、旧耐震のほうにもしっかりと目を通してやっていただければと思います。

次に2点目ですけども、県の耐震アドバイザー派遣制度があると聞いておりますけども、どのような内容のもので、町民の利用件数、されているのは近年どの程度行われているのか、お聞きしたいと思います。

(町長 岡崎邦博君、挙手して発言を求める)

○町長(岡崎邦博君)

この件につきましても担当課長に答弁させます。

(管財課長 石田正樹君、挙手して発言を求める)

○管財課長(石田正樹君)

お答えいたします。この耐震アドバイザー派遣制度につきましては、一般財団法人福岡県建築住宅センターが相談窓口となっております。制度そのものの内容としましては、昭和56年5月31日以前に建築された、県内の木造戸建住宅を対象に、必要に応じて、県主催の講習会を受講し登録された建築士、この建築士の方が耐震診断アドバイザーということになりますけども、その方を派遣し耐震性の診断を行うものでございます。診断は、床下、小屋裏に進入して調査をし、目視で壁の仕様等を確認した上で地震に対する強さを総合的に判断をされます。町内における活動の実績としましては、診断の結果、耐震改修が必要と判断された住宅のみとなりますけども、鞍手町の内訳としましては、令和2年度に1件、令和3年度に1件、令和5年度に1件となっております。以上です。

(9番 許斐潤一郎君、挙手して発言を求める)

○9番(許斐潤一郎君)

分かりました。耐震アドバイザーの派遣というものが行われているというのは、今課長のほうからお話がありましたようにできていますけど、大体目視ぐらいで簡易診断と一般診断があると思うんですけども、料金ですけども、それは町のほうから負担があるんでしょうか、それとも個人でその負担を出さなくてはいけないのか。その負担額が

分かれば教えていただきたいと思います。

(管財課長 石田正樹君、挙手して発言を求める)

○管財課長 (石田正樹君)

お答えいたします。利用者負担額としましては一般診断で6,000円となっております。この中身としましては木造戸建住宅性能向上改修工事の補助申請に係る必要な書類であります。耐震化改修工事計画書、概算見積書の作成料金が含まれております。個人負担に関しましては、この6,000円については町の補助としてはございません。以上です。

(9番 許斐潤一郎君、挙手して発言を求める)

○9番 (許斐潤一郎君)

補助のほうはないということで個人負担になるとは思いますけども、なかなかやはり、ご高齢の方とか低所得の方とかは、6,000円、3,000円とか、それ以上になってもなかなか出せないんじゃないかと思っておりますので、できれば、先ほどもお聞きしましたように、改修のみで行きましたら1件とか、2件その程度だと思っております。できれば広報活動なんかも、やってそういうのもありますよということを、やはり伝えていただければいいのかなと思っております。そういうふうな取組が行われているとは思いますが、先ほど西藤議員がおっしゃっていました、鞍手町のホームページ等にも載せておられるとは思いますが、全ての町民さんにやはり伝わっているかどうかというのは非常に曖昧なところかなと思っております。できるだけ個人負担がないような取組もしていただければと思います。

次に行きます。3点目ですが、町民に対して、家屋倒壊の危険性や耐震対策はどの程度まで確立できているのか。住宅の耐震改修補助事業や、家屋の家具などの補強対策等の指導啓発は、どの程度町として取り組まれているのかお聞きしたいと思います。

(管財課長 石田正樹君、挙手して発言を求める)

○管財課長 (石田正樹君)

お答えいたします。町では、震災に強いまちづくりの実現に資することを目的としまして、木造戸建住宅性能向上改修補助を実施しております。また、地震によるブロック塀等の倒壊による被害防止や避難経路の確保を目的として、ブロック塀等撤去費補助を実施しております。町民の皆様へは、広報紙やホームページを活用して、補助制度の周知を行っております。先ほど耐震アドバイザーの派遣制度の話がありましたけども、木造戸建住宅性能向上改修補助につきましては耐震診断アドバイザーの制度を活用した耐震診断の結果に基づきまして、耐震改修が必要と判断されたものに対して補助を行うものでございます。以上です。

(9番 許斐潤一郎君、挙手して発言を求める)

○9番（許斐潤一郎君）

分かりました。関連したような内容でお聞きしておりますので、お答えを頂けるのは大体同じような回答かなと思いますけれども、やはり人命、財産を守る効果が上げられるような対応をしていただければと思いますけれども、やはり工事になりますと高額な費用がやっぱり掛かってくると思います。後継者の方がいないとか、他の家族もいないということであればやはりたくさんのお金を出して改修するっていうのは、なかなか難しいことだとは思いますが。今後も、やはりそういうふうな、先ほども申しましたような耐震の対策等、また家具の補強等につきましても、耐震アドバイザーとかおられると思いますので、そういう方たちから、積極的に活動していただければいいのかなと思います。

それでは4・5点目は、ほぼ同じような内容になりますので、一括してお聞きしたいと思えます。今回この4・5点目が1番大事なのかなとは思いますが、一緒に4・5点目はお聞きしたいと思えます。町内でも、先ほども町長もおっしゃっていましたように、高齢化率が大体39.7%ぐらいで、ほぼ40%超えるところまで来ています。そのほかにも高齢者の方に限らず、身体的に障害をお持ちの方、耳が聞こえない、目が見えない、言葉が出ないとか、体が不自由で動けない、車椅子、寝たきりとかいう方が、やはりたくさんおられると思えます。万が一逃げ遅れた際に、いつもテレビなんかで報道されていますけど、最大72時間の生命リミットがありますが、救出や捜索方法などの対応は、町として考えておられるのか。そういうふうな訓練もされているのかどうかをお聞きしたいと思えます。

（町長 岡崎邦博君、挙手して発言を求める）

○町長（岡崎邦博君）

この件につきましては担当課長に答弁させます。

（まちづくり課長 柴田隆臣君、挙手して発言を求める）

○まちづくり課長（柴田隆臣君）

お答えをいたします。大規模な地震発生時につきましては、近隣の住民の方々による初期消火や、救命活動など地域における共助が大変重要であり、鞍手町地域防災計画におきましても、地震直後の人命救助活動は地域の住民や自主防災組織が率先して実施するように努めるとされております。しかし、人命救助とはいえ、震災で倒壊した家屋に近づくということは、2次災害の危険性を高めるとともに、建物の倒壊や重量物による身体への長時間の圧迫がある場合、クラッシュ症候群を引き起こす可能性があることから、地域の自主防災組織等に対する救出活動の働きかけは行っておりません。今後大規模な地震が発生し、倒壊家屋からの救出が必要となったときには速やかに本庁へ情報提供頂き、消防や医療従事者、自衛隊等の到着を持って救出にご協力を頂きたいと、そのように考えております。また、災害弱者への災害対応というところでございますが、本

町では毎年、災害時に自力での避難が困難な方を対象に避難行動要支援者の登録について確認を行っております。登録にご承諾を頂いた方が名簿を作成し、居住地の自主防災組織への情報提供を行っております。地震発生時には、地域の自主防災組織におきまして、要支援者の支援、救助を行っていただくこととなっておりますが、各自主防災組織の具体的な支援体制や、行動計画につきましては本町では確認ができておりません。要支援者を安全に避難させるためには、地域における共助が大変重要となりますので、今後各自主防災組織を中心に福祉部局とともに連携を図りながら、地域で助け合える、体制づくりに努めてまいりたいとそうように考えております。以上です。

(9番 許斐潤一郎君、挙手して発言を求める)

○9番(許斐潤一郎君)

先ほども課長のほうからも、今お話がありまして、先ほども宇田川議員のほうから自主防災組織とか、地域力等の活動とか、取り組んでいかないけないとかいうような話が出ておりましたけれども、やはり今後先細りして、そういうところがやはり難しくなってきたという現状があります。だから、やはりそこをもう少し踏み込んで対応していかなければ、助かる命も助からなくなってくるんじゃないかと思えます。できれば一つの提案ではないんですけども、やはり先ほども申しあげましたように声が出ない、耳が聞こえないとかですね、やはりいろんなあれがあると思えますけど、やはり見えますと、どなたかおられませんかって言って、消防警察、自衛隊の方なんか震災のときは回られていますけど、中から声が出せないという方もたくさんおられると思えますので、そこはちょっとした簡易的な競技で使う笛とか。それとか防犯ブザー、生徒さんとかが持っておられます、そういうのを持っておけば、声が出せなくても、そういうので、ここに音がしているからってというようなことで、ある程度、救済ができるんじゃないかと思えますので、その辺も踏まえて、いろいろな方策を考えていただければいいかなと思えますので、ぜひ検討してください。

次に移ります。最後になりますけれども、お聞きしたいのは、子供さんが災害に遭われて亡くなられたり、負傷されたり、痛ましいことがいつも起こりますけれども、現在の小学校や中学校の耐震及び避難対策は万全で、児童や生徒さん、教師の安全は担保されているのかどうか。お聞きしたいと思います。

(教育長 外園哲也君、挙手して発言を求める)

○教育長(外園哲也君)

小学校の校舎につきましては、平成21年度に耐震診断を行い、耐震性が無いと判定されたものは、平成23年度に補強工事を行っております。体育館につきましては、平成25年度に耐震診断、平成27年度に補強工事を完了しております。また、中学校の校舎につきましては、平成8年建築、体育館は平成27年建築で、昭和56年に改正さ

れた耐震基準を満たしているため、耐震診断の必要はありません。小学校中学校の校舎、体育館ともに国の基準を満たしております。また、小中学校におきましては、非常災害を最小限にするため、教育指導計画で防災計画を立てており、自然災害への対応マニュアルなどで、登校中、在校中、下校中の対応を具現化しています。また、防災教育と年2回避難訓練を実施し、消防署員の指導も受けております。以上です。

(9番 許斐潤一郎君、挙手して発言を求める)

○9番 (許斐潤一郎君)

小学校と中学校の耐震補強はほぼ済んでおられるということですが、補強が済んでいても、やはり震災がどの程度のものか、マグニチュードが4とか3とかでも、近くとか浅い部分では、マグニチュードと震度は当然違うということはお分かりだと思いますけれども、そういうところによってできていてもやはり、どういうふうな被害が及ぶってというのは、これは本当に分かりませんが、中でも、やはりすぐ震災とかあったときにですね、地震が来たときは昔から机の下に入りなさいというような指導がありますが、果たしてその机ってというのがどのくらいの重さまで耐えられるかというのを、生徒さんとか先生方が分かっておられるのか、というようなのがあるんですけれども。そこでそういういろいろなことも考えられる中で、やはり1番いいのはやはり映像とか口頭で、震災、揺れを伝えるというのも分かりますけれども、社会見学なんかで県の防災センターに行って、やはり揺れの体感ができるようになってはいますが、そういうふうな対応は、今後検討されているのか、今現在、年に1回各学年で行われているのかお聞きしたいと思います。

(教育長 外園哲也君、挙手して発言を求める)

○教育長 (外園哲也君)

県の防災センターにつきましてはひと学年ですね、福岡のほうに行ったときに、体験するように、小学校のほうでは実施しております。また中学校におきましては救命救急、の講習も受けまして、全員が受けて、そのときに教職員も一緒に受けるというふうなこともやっております。以上です。

(9番 許斐潤一郎君、挙手して発言を求める)

○9番 (許斐潤一郎君)

対応はとられているということで、今後も、やはり続けて頂ければ子供さんたちも安心して学校生活を送れるんじゃないかなと思います。今回、何点かお聞きしましたが、各質問について見解や取組、確認させていただきましたが、県内では先ほども申し上げましたが、活断層や断層が連なる箇所が9か所もあると言われております。今後どの程度で地震による震災が起こるのか、町としても想定できないと思いますが、地震ばかりは日にちが特定できませんので、ふいに起こっても、少しでも被害が出ないよ

うに日頃から訓練を行い、町民の皆さんの財産、生命を守っていくことが、町長もよくおっしゃっていますが必要じゃないかなと思います。備えあれば憂いなし、大丈夫だと高をくくる意識だけは持たないことだと思います。震災に限らず、全ての自然災害に、住民は、自らの命は自らで守る、自主防衛意識を常日頃から持つことが、やはり私は1番ではないかと思います。官民一体となって毎年でも防災訓練が行えるように取り組んでもらいたいと思います。同時に、震災による家屋倒壊から命を守るセミナー開催も行っていただければ、なかなか講演会とかセミナーを行いましても、住民さんの意識で集まることはないと思いますけれども、当初の参加は少なくとも地道に継続していけば、少しでも意識は変えていけると思いますし、区長会なんかでもそういう取組やセミナーをしていただけましたら、区長が各地区に持って帰って、そういう指導をできるんじゃないかと思います。今後もやはり何が大事かと言いますと、生命が皆さん第一だと思いますので、その辺をしっかりと、町のほうも震災に対していつ来るか分からない震災に対して、取り組んでいってもらいたいと思います。以上で全ての質問を終わります。

○議長（的野信之君）

以上で、許斐潤一郎議員の質問を終了します。

これで全ての一般質問は終了しました。

この際、休会についてお諮りします。

明日12日を休会としたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

ご異議なしと認めます。

よって明日12日を休会とすることに決定しました。

以上で本日の日程は全て終了しました。

本日はこれで散会します。

~~~~~○~~~~~

— 閉会 16時35分 —